

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成20年12月10日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） 皆さん、おはようございます。  
ただいまより平成20年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
  
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中川議員、6番、佐齋議員を指名いたします。
  
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
  
- 谷口委員長 議会運営委員会の報告を行います。  
議会運営委員会は、去る12月8日、開催をいたしました。  
協議内容につきましては、第4回定例会の議事運営についてであります。  
(1) 報告について。議会側より、ア、諸般報告、イ、例月出納検査報告、ウ、定期監査報告、以上3件があります。  
(2) 各委員会から予定される案件についてであります。ア、先進地行政視察報告書、総務・産業建設両常任委員会から行われます。イ、産業建設常任委員会所管事務調査報告書が提出されます。ウ、閉会中の継続調査申出書、総務・産業建設・厚生文教・議会運営委員会、各常任委員会から行われます。  
(3) 町長提案の議案についてであります。ア、議案第93号、一般議案1件であります。審査方法につきましては本会議において審査することとなりました。イ、議案第94号から第96号、条例3件であります。審査方法は本会議において審査することとなりました。ウ、議案第84号から第92号、補正予算9件であります。審査方法は、各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。  
(5) 一般質問通告者は7人であります。  
(6) 会期の決定につきましては、12月10日本日から12月12日、3日間、休会日なしと決定をいたしました。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましており、本日から12日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成20年9月24日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。参考に供してください。

●議長（南谷議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供してください。

●議長（南谷議員） 日程第7、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

なお、第3回定例会において厚岸町議会会議規則の一部改正が行われ、今定例会より一般質問における3回の回数制限が廃止されておりますので、質問者、答弁者におかれましてはご留意願います。

初めに、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いましてご質問申し上げます。

質問事項は、感染症対策についてであります。要旨としては、3つに分けております。

まず1つは、町民の健康と感染症についてであります。

町内で感染症が発生した場合、その態様に応じて各部局はそれぞれの持ち場、役割を連携して対応していくものというふうに考えておりますが、その連携して対応するための体制についてご説明をいただきたい。

2番目といたしましては、これは私は議会で何回か申し上げていると思うんですが、感染症の特に発生状況やもろもろの情報の管理、運用の体制についてお聞かせをいただきたいわけであります。

それが1点目です。

2点目は、町内産業と感染症のかかわりであります。

町内産業とのかかわりの中で、町の果たすべき役割とは何なのか、これをお答えいただきたいんです。国には国の、道には道の、そして産業団体には産業団体のそれぞれ役割があると思います。町の役割についてお聞かせいただきたいんです。

それから、次に他の機関との連携をとって進めていかなければならないと思いますので、その体制、それと情報伝達がどのように行われるのか、これについてお聞かせをいただきたい。

3番目は、新型インフルエンザの感染爆発、パンデミックというふうに言われるようですが、についてであります。

マスコミ等では、起こるか否かではなく、いつ起こるかが問題だという話が随分と出ておりますが、町はこの厚岸町でそのような事態に巻き込まれるといたしますか、実際に起きてくる可能性というものをどのように判断しているか。

次に、その場合、町の果たすべき役割というものは何なのか。そして、それに対する体制はどのようになっているのか。

3番目に、18年12月に町は新型インフルエンザ対策行動計画とたしかいったと思いますが、その行動計画を策定しています。それで、5月13日に厚生文教常任委員会に出された資料によりますと、現在発生段階、フェーズ1とか2とかという言い方をしますが、それは3Aというふうになっていると説明がありました。現在もその段階なのかどうか、変動があるのかどうか、お答えをいただきたい。

そして、そこでは1のときにはこうする、2のときにはこうするといろいろ書かれているんですが、この3Aという段階になっておりますので、その行動計画に従ってこれこれのことは行うということが書かれておりますが、具体的にどのようなことが行われたのか、行われているのか、これについてもご説明をいただきたいわけであります。

なお、余談ではありますが、今回資料請求をしておきました。それで、けさ私、議場に参りましたら、机の上にこの資料が上がっていたわけでございます。隣の席の14番、武田議員も同様であったというふうに伺っております。質問者に対しては、せめて前日、席まで来れば渡すからとりに来いという程度のご連絡はいただきたいものだと、そのように思います。議長におかれましても、どうかよろしくお取り計らいをお願いしたい。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

13番、室崎議員の一般質問にお答えをいたします。

感染症対策について、3項目にわたってのご質問であります。第1の町民の健康と感染症についてのお尋ねのうち、町内で感染症が発生した場合、その態様に応じて各部局が連携して対応するための体制についてであります。感染症はウイルスや細菌等が人体などに侵入し増殖する状態を感染といい、その結果として生ずる病気が感染症と言われておまして、毎年この時期に蔓延が心配されるインフルエンザや、ノロウイルスによる中毒症状も感染症であります。これら感染症の感染については、感染しないための予防対策について、日常生活の中で手洗い、うがいの励行など情報発信を行っているわけですが、発生した場合については、ウイルス感染の拡大、蔓延を防止することとして、町民を健康被害から守る対策を講ずることになります。

ご質問のその態様に応じた対策ですが、インフルエンザやノロウイルスによる食中毒など、感染症の発生についての情報提供については、家庭や事業所への対応としては防災無線やチラシ配布、保育所や学校などからの保護者への通知などで予防対策が十分伝わるかと思われませんが、学校や保育所などの社会福祉施設、介護保健施設、町立病院などでは対応マニュアルに基づいた対策を行っております。

質問者からは、以前にもインフルエンザなどの感染症対策についてご質問、ご提言をいただいておりますが、各部局の連携においては迅速な情報の共有を図ることとしており、各部局ごとに健康被害の抑止対策が図られることとなります。また、感染症患者が集団発生し、感染経路が特定できず拡大のおそれがある場合や重篤な感染症の発生や大規模な集団感染など、全町的、広域的な対応が必要な場合には、私を本部長とする厚岸町感染症対策本部を設置し、保健介護課を中心に各部局が連携した対応を図ることとなります。

次に、情報の管理、運用についてであります。

感染症発症の情報管理については、その対応の権限と対応策の中心は北海道でありまして、専ら釧路保健所がその管理と発信に当たっており、これまでも個人を特定する情報の提供は多くはなく、連携対応も、保健所から町へ協力依頼があった場合に協力するという関係にあります。

インフルエンザの情報の場合は、個人の特定というよりは、管内や町内でインフルエンザが発生しました、予防対策をしっかりとしましょうということでの情報提供であり、保健所や町立病院からの迅速な情報提供により、学校や社会福祉施設などにおける対応情報として活用しております。

これからにつきましても、釧路保健所からの情報提供のスタンスは大きく変わらないと思われませんが、施設内感染防止対策が必要なケースの場合など、迅速な対応が求められるケースも想定し、その場合は発症者の人権に配慮しつつも情報の早期提供を求め、関係部局が連携して適切な対応を図っていかねばならないと考えているところであり、今後もその努力をしてまいります。

次に、産業と感染症のご質問で、町内産業とのかかわりの中で町の果たすべき役割、さらには他機関との連携体制と情報伝達体制についてのお尋ねであります。農業関係では、家畜が感染し、濃厚な接触があった場合には人にも感染するとされる口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜にかかわる防疫業務について、異常発生時の防疫体制

を迅速に進めることが求められるわけですが、現地指導協力や情報伝達が町の役割になってまいります。防疫にかかわる権限や指示は専ら家畜保健衛生所から出されることになっており、町としては農協や農業改良普及センターとも連携しながら、現地指導や情報伝達の円滑化を進めてまいります。

水産関係では、ノロウイルスや大腸菌が原因となる食中毒に対応し、生産漁家や漁協と連携した、安全で安心した出荷体制の構築を進めていかなければなりません。このため、町の役割としましてカキ対策では、カキ種苗センターにおいてのモニタリング調査や調査研究機能の高度化を図り、生産者や漁協に対して調査データの提供を行ってきております。検査指導や衛生管理に関する権限や指導は専ら北海道が行うこととなっており、町として直接生産者へ指導できる立場にはありませんが、緊急時の場合には迅速な正確な情報の発信が必要となることから、指導機関や漁協と連携しながら情報伝達の円滑化を進めてまいります。

次に、新型インフルエンザの感染爆発、いわゆるパンデミックについてのご質問にお答えします。

マスコミ等では、起こるか否かではなく、いつ起こるかが問題だといった話が出ているが、町はその可能性についてどう判断しているかとお尋ねですが、新型インフルエンザは、過去にもスペイン風邪、アジア風邪、香港風邪、ソ連風邪が流行し、国内でも新型ウイルスに抵抗力を持たないことから多くの死者が出るという体験をしています。現在、危機感を持って対策が進められている高病原性鳥インフルエンザは、国内では家禽から人への感染は出ておりませんが、東南アジアやアフリカを中心に人への感染が発生し、今年10月のWHO報告では15カ国で387人が感染し、245人が死亡しています。家禽から人への感染ケースは、感染家禽と濃厚な接触があった環境であり、通常は簡単には人に感染しないものとされています。

しかし、ウイルスは環境に対応して頻繁に変異をしていると言われており、ウイルスの突然変異に由来する人から人に感染する新型インフルエンザの発生は遠い先の話ではないと思っておりますし、専門家の間でも時間の問題だと言われる方がおり、いつ起きても不思議ではないものと認識を持って注視しているところであります。

次に、町の果たすべき役割とそれに対する体制についてのお尋ねであります。新型インフルエンザ対策については、国は高病原性鳥インフルエンザウイルスの変異による新型インフルエンザを想定し、平成17年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、感染流行の段階別に国の行動、都道府県の行動、市区町村の行動を示しております。当町におきましては、北海道新型インフルエンザ対策行動計画を受けて、平成18年12月に行動計画を策定いたしました。

行動計画における町の役割は、発生時における町民の健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能を維持していくため、国及び道の機関と連携し対策を講ずるものでありまして、その推進体制としては、厚岸町感染症対策本部を設置し、保健、衛生、福祉、医療を中心とする特別体制を構築して行動を展開することとしております。

次に、町の行動計画に関してのご質問のうち、現在の発生段階、フェーズはどこか、5月13日現在で3 Aとされていたが、変動はないのかとお尋ねであります。行動計画では発生段階に応じた対策について示しておりますが、フェーズ3は、人への新しい

亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染は基本的にはない段階としておりまして、国内非発生の場合はA、国内発生の場合はBと細分化しております。国外の人感染報告では、人から人への感染例がありますが、いずれも家族内での密接な接触者であり、密接な接触者のみの非常にまれな感染との判断でこの発生段階としており、5月時点での段階と変わりはありません。

次に、この行動計画に従い具体的に何が行われているかとお尋ねではありますが、フェーズ3 Aにおける行動計画では、各種情報の収集と情報提供のほか、町民に対する知識の普及と感染予防のリーフレット配布、通常のインフルエンザワクチン接種勧奨、医療従事者や社会機能維持のために緊急的に新型ワクチンの接種が必要な町民の全数把握、パンデミック時の医療確保にかかわるシミュレーション演習の実施としているわけでありまして。

4月、5月の段階では、町民の皆さんへの注意喚起も含め情報提供をするため、環境政策課、産業振興課、保健介護課それぞれが情報収集を行い、連携する中で必要な情報提供や対応をしてまいりました。その後、終息以降は新聞報道情報の収集にとどまっておりますが、広報「あつけし」12月号では、インフルエンザ予防の記事掲載にあわせ、鳥インフルエンザにも触れて注意を喚起しているところであります。通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨についてであります。これは現在行っている高齢者を中心とした勧奨のものとは少し意味の違うものであります。新型インフルエンザの治療薬としてはタミフルが有効とされており、新型インフルエンザ発生時には通常のインフルエンザの治療のタミフル使用を制限することとなっており、この対応としての一般勧奨ということであります。

現状、世界的にもパンデミックが起きていないところで、こうした内容まで理解していただくのは難しいものがありますが、いつパンデミックになるやもしれないという認識の中では、その趣旨も訴え、理解をいただいて、予防接種の勧奨をしていかなければならないと考えているところであります。

これ以外の項目については、医療確保のシミュレーション演習も含め対応策ができておりません。さきに申し上げた課題も含め、また国内発生の場合も想定した各発生段階での行動計画について、指導機関である北海道の指導も受けながら、厚岸町の体制整備と各部局との連携を進めていきたいと考えております。

以上であります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 質問の順番に従ってお聞きしますが、まず一番最初の部分なんです。前に議会でもやりましたし、厚生文教常任委員会にも資料を出していただきまして、そのマニュアルとかなんとかという話もいろいろ聞いているんですよ。それで、各部局はどういうことをやるのかというもの相当項目がきちんと上がっているんですが、私が聞いているのは、どのように連携して動いていくのかという話なんです。それで、今聞いていると、感染症患者が集団発生して、感染経路が特定できず拡大のおそれがあるというような段階になったときに対策本部が設置されるんだということは具体的にわかったん

ですが、問題はそれ以前にあるというふうに思います。

厚岸町でも大変残念なことに、もうノロウイルスの大発生がありましたよね。それから、その前後にも、後かな、やっぱりそんな大発生ではなく発生しているんですね。そのときに見ていきますと、これは議員協議会か何かで説明を受けたこともあるんですが、例えば保育所で、線香花火のようにと言ったら、それは大発生に比べてですよ、ぽとと落ちるんです、それで消えるんですね。それを二、三度繰り返してからぽと火が上がるんです。それで、大事なのは、いわば大きく火が燃える予兆のような段階のときに、やはりきちっとそれぞれの部署が連携して被害の拡大をしないように防いでいく体制というのが非常に大事だと思うんですね。そういう部分について、今の町長の答弁ではさっぱりわからない。それで、お聞きしたい。

そのときに、項目を分けて最初は聞いていますが、結局は同じことになるのかなという気もするんですが、情報の共有という問題になるわけです。これは同じことを前にも言いましたので余り言いたくないんだけど、今回のような答弁ではもう一度言わざるを得ないので言いますが、例えば室崎という家で保育所に通っている子供にそういう症状が出た。そのお兄ちゃんは小学校に通っているとしたら、すぐその情報は小学校、いわゆる教育委員会に入らなきゃならない。そして、同じ家庭の中にいれば、接触感染だけじゃなくて、ノロウイルスなんかの場合には空気感染もしますから、当然罹患している可能性が強いわけですよ。そういうものについても適切な措置をとっていかなきゃならない。そういう体制はどうなっているのかということなんです。

それから、インフルエンザに限らずいろいろな感染症がありますが、そこで防災無線を使って、あるいはチラシでもって、今こういうものの発生についての情報があるから、皆さん、手洗いをしてくれ、うがいをしてくれ、何をしてくれ、そういうような情報を流すだけが情報の管理、運用じゃないですよ。今、言ったように、特定の部署の中では非常に詳細な情報を共有しなければ対策が立てられないし、そういうものをそれ以外のところのずっとばらまいたんでは、まさに個人情報の漏えいになってしまう。したがって、フェーズ1・2じゃないけれども、そういうここまでの情報はこの範囲で共有すると、この範囲になったときにはこれとこれとこれは伏せるというような体制ができていなきゃならないと思うんです。同じことは、もう議会で2回ぐらい私、言っているはずなんですが、それはどうなっているんでしょうか、これをお聞きしたい。

それから、保健所は教えてくれない。どうもこの答弁を見ていると、保健所が悪者になってしまうようなふうにも読めないこともないんですが、保健所には保健所の考えがあるでしょうから、それについては今、私はここで論議する必要はないと思いますが、例えば気をつけなければならぬ感染症の患者が町立病院にかかったということときに、町立病院から町内の部局にはどのような形で情報が伝達されることになっているのか、これについてお聞かせいただきたい。

それから、3番目としては、厚岸町でのノロウイルスの大発生、これは大変な事件でありました。そのときに、町長のほうから命令やそういう指示が出る前に、既にその報を聞いた職員が皆、町立病院に駆けつけているんですね。そして、皆さんそれぞれにお手伝いをしている。そういう意味では、厚岸町の職員というのは非常に意識が高いし、レベルが高いと私は評価しているんですが、ただ、そのときにノロウイルスらしいとい

うのを知っていても、その対処の仕方は知らなかった。したがって、素手で、防護マスクも何もなく、患者になって来た人の、車でもって来て、そこから町立病院に入っていくのを抱えて連れていったり、あるいは町立病院の中でもって吐瀉物でもってある程度汚れている服の人をこちらに抱きかかえて運んでやったりというようなことをやっていますね。

たまたま、そういう中から重篤な患者やそういうものは出なかったからいいんだけど、あれはノロだからよかったとも言えるんです。あれがもしノロウイルスじゃなくて、もっともっと毒性の強い、感染性の強い病気だったら、これは大変な被害が出たかもしれないですね。そういうような現場での、後から、いやいや、これはあんなやり方じゃなくて、こうすべきだったといういろいろなものが出ていると思うんですが、それをどのように吸い上げて、そしてこういうようなときにはこういうふうにしなきゃならないというようなものをつくっていると思うんですが、その作業はどのように行われたのか、これについてお聞かせをいただきたいわけです。

次に、産業とのかかわりであります。

産業とのかかわりにつきましては、役割という点で申し上げますと、国には国の感染症に対してのいろいろな役割があります。道には道の、保健所を中心にしてでしょうけれども、農業に関して、特に酪農に関しては家畜保健所という別の保健所になるんですか、そういうものも役割があります。生産団体には生産団体の役割があります。町の役割とは何なんですかということを知っているんです。

それで、農業関係については割と明確にお答えをいただいているのでちょっとこっちへ置きますが、水産関係については何かよくわからないんですよ。もう一度きちんと答えてほしいんです。特に町の役割としましてカキ対策では云々といって、カキ種苗センターでモニタリング調査、調査研究機能の高度化を図って調査データを提供していると、これは感染症の調査をして、そのデータを提供しているんですか。これは明確にしてください。私は感染症について知っているわけですから。

それで、町の役割とは何だと、何が期待されているんだというふうに考えているのか、お答えをいただきたいんです。

それから、そういう役割が期待されているとなれば、それに対して動かなきゃなりません。動くために、町にはどういう形で、どの程度迅速に情報が入ってくるのか、これについてお答えをいただきたい。

それから、もう一つは、風評被害の問題があります。これに対してはどんな対応をとるべく体制をつくっているのか。例えば、この春にハクチョウから、これは次のところでもまた言いますが、鳥インフルエンザのどうも症状が出たらしいというようなことがマスコミにばっと出ました。そうすると、インフル、ハクチョウ、カキという落語の三題噺じゃないけれども、妙なところに結びつけて、そういうハクチョウがたくさん遊んでいる湖のカキなんておっかないんじゃないかというようなことを言わんばかりの論評も出たんですよ。とんでもない話なんです。非科学的も、ここまでいくというと荒唐無稽としか言いようがないんですけども、現実に出てくる。そういうときに町はどうするんですか。そういうことなんです。

それで、3番目の新型インフルエンザに移ります。



この新型インフルエンザについては、1と2の繰り返しでは決してないつもりで私はお聞きしています。それで、今の答弁の中で、いつ起きても不思議じゃないとの認識を持っているんだと、町としてはというふうにおっしゃってくださったので、それに乗っかってこれから先をお聞きいたします。

私は、このインフルエンザパンデミックというのは、いわば個人にとっては病気の問題なんですけど、厚岸町にとっては災害の問題だと思っています。ちょうど津波に襲われるようなものです。したがって、その意味で、改正された新感染症と言われるようなものを見ても、この新型インフルエンザのパンデミックが起こったときは個人の権利が相当制限される場合もありますよね。例えば、移動の権利なんていうのは相当に制限されてしまうでしょう。1人を生かすよりも、1万人、10万人、100万人の命を救うことのほうが大事だということになってしまいます。そういう大災害が起きるかもしれないということの意識で、この問題を行政としては考えなければならないということです。といって、今、SF映画のような話をするわけじゃございません。

それで、今の答弁を聞いていて大変問題だと思うのは、厚岸町は平成18年12月に行動計画をつくっています。前の年に道がつくっています。その中でフェーズ、これは3というんですね。フェーズスリーじゃなくね。今の町長の話聞いて、それに合わせますが、フェーズ3のAというのが現在の段階だというのは、3月に私たちは聞いています。そうすると、3月の段階で既に町はその認識を持っているということは明確であります。現在は12月です。9カ月たっています。

それで、フェーズ3Aになったときは、こういうことをするんだという行動計画がここにあるんです。その中には、この答弁の中にもあったように、新型インフルエンザワクチン接種が必要な町民の全数を把握しなきゃならない、あるいはパンデミック時の医療確保に係るシミュレーション演習を実施するんだと書いています。9カ月たちました。今、お聞きしたら、やっていないというんです。これからどうしようか考えようというんです。これは、フェーズ4の段階がもしかしたらすぐ来るかもしれないんですよ。だって、あなたたちはいつ起きるかわからないという認識でいるんだとおっしゃっているんだから。そのときになってから、フェーズ3Aの行動計画、これからどうするか考えますというんですか。これはもう危機管理の問題というよりは、町民の健康というもの、生命というものをどう考えているんだと言わざるを得ない大変な問題です。

それで、例えば正しい知識の普及というような話をしたときにも、どうも荒唐無稽の話になりそうだから、言っても理解を受けないんじゃないかというような及び腰の答弁が見られたが、既に厚生労働省はいろいろな資料を出しています。その中には、事業者に対する事業所や職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインというのまで出ています。こういうようなものを厚生労働省はホームページに出しているから見てくれという範囲だと思いますが、やはり町がきちんと町内の事業者やそういうところに理解をしていただくように周知していくのも、まさに正しい知識の普及ということになるんじゃないですか。やっているんですか。

それから、病院にお聞きします。

医療確保のための演習というのが町全体で行われたいとしていても、病院はもう当然やっていますよね。それを説明してください。

それと、例えばタミフルですね、もう一つ何とかという薬が今あるそうですが、これを投与することでインフルエンザの症状をぐんと軽く抑えることができます。これが今、大体日本は全国民の25%に切れる程度しか用意していないそうです。アメリカ、スイスなんていうところは既に100%用意しているそうです。しかし、アメリカの保健省とかなんとかいうところが発表したのによると、普通の今までのインフルエンザ対策としての使い方の倍量を倍の期間使うというふうに言っているわけです。そうすると、4分の1の4分の1しかないわけですね。

したがって、これは希望者全員になんていうことにはならないでしょう、ここで答弁の中にもあったように。そうすると、町立病院というのは医療機関ですから、そういうところではプレパンデミックワクチンだとかタミフルだとかという、任に当たる人を守るためのものはきちっと備蓄しなきゃならないということになるんだけど、それはそろっているんですか。

もし足りなければ、これは順番を決めなきゃなりませんね。第1段階ではこの人たち、第2段階ではこの人たち、そういうような話し合いはなされているんでしょうか。それについてお聞かせをいただきたい。

それから、厚労省の対策ガイドラインを見ましたら、水道事業者ガイドラインというのがございました。それで、そこではフェーズ3以上の話は今しませんけれども、フェーズ3の段階でもこういうことはもうしておきなさいというふうになっております。それは、罹患する人がどんどん出てきて、任に当たる人が少なくなってしまうと、水が動かなくなるおそれがあるんです。それで、そういうときのために、今既に定年退職しているけれども、駆けつけてやることができるような人たち、いわゆる予備要員とでもいいますかね、そういう人たちを用意、きちっとリストをつくっておきなさいと。あるいは、病院の不足が生じたときに水の安定供給ができるような対策を立てておきなさい。委託業者との体制整備、水道用薬品の供給体制についてもきちんとしなさいというようなガイドラインが出ていますが、これらは行われていると思うので、その点についてご説明をいただきたい。

それから、高齢者介護施設です。ここも3Aの段階で言いますが、ここは厚労省のほうでは3ということになっていますが、そこでは新型インフルエンザについての対策手引等を作成し、発生時の対応を認識しておくことということが書かれていますが、こういう対策はとっておりますでしょうか。

これら今、全体でのシミュレーション演習はしていないという話だったんですが、そういう特に緊張しなければならない機関においてはきちんに行われているのかどうか、お聞きします。

それから、インフルエンザワクチン接種が必要な町民の全数把握ということが行われていない。これは、もしそういう災害が襲ってきたときに、これは大変困るんじゃないかと思うんですが、これはこの後やる予定があるのかどうか、それも緊急にやるつもりはあるのかどうか。もし、こういうものがずっとこれからものんびりとやっていくというのであるならば、総論と言った、いつ来るかわからないと、いつ来ても不思議でないという認識を持っているという話はどうなるのかと、こういうことなんです。

以上、お答えをいただきたい。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

冒頭、質問者のほうから本一般質問に関しまして資料の提供がございました。新型インフルエンザ対策行動計画の資料でありますけれども、事前に質問者のところにも届いていないというご指摘がございました。大変配慮不足でございまして、改めておわびを申し上げたいと思います。私ども、5月13日の厚生文教常任委員会の際に、この行動計画をお示ししたという思いでございましたものですから、ちょっと配慮が足りなかった部分につきましてはおわびを申し上げたいと思います。

それで、ご質問、多岐にわたりますので、答弁漏れ等ございましたら、また後ほどご指摘をいただきたいと思いますが、1つ目、町民の健康に関する、いわゆる感染症対策の問題であります。例としてご提示いただきました、例えば保育所でのノロウイルスの発生の際に、連携するぞということではなくて、具体的にどうするんだというご質問だったというふうに思います。それで、予兆の際の対応、それからそこから第2、第3段階の拡大をしていくという心配の部分であります。

私ども、これまでの対応も含めまして、これはインフルエンザも同じなんであります。幼児の登庁時のいろいろな保護者との確認の中で、体調が悪いだとかという部分につきましては登庁時に把握をさせていただくという対応をされているということでございますし、ノロウイルスの具体的な症状が出てきて医療機関で診断を受けると、具体的にノロウイルスに感染をしているぞという診断がされる段階では、施設を特定した中で対応が必要ということになってまいります。

それで、町立病院の場合、ノロウイルス患者が例えば保育所で発生をした、社会福祉施設、高齢者施設で発生をしたという段階では、保健所に通報をする義務が出てまいります。それと同時に、個人情報とは別にいたしまして、発生がしたという事実につきましては、横の連携として情報をいただけることになっております。そういった情報を駆使しながら、施設の特定、それから施設としては家庭での具体的な取り組みも含めて対応させていただくということになっているというのが、これまでの体験でございます。そういう意味では、施設内の感染症対策という意味での情報共有というものについては、ある程度私どもも今後も対応していけるという体制にあるのではないかとこのように思っております。

それから、次にありました罹患された子供、あるいは家庭とかという、連携性、関連性の問題でありますけれども、そこをどうするのかというお話でございました。かつて、質問者のほうからも麻疹の発生というものを例にとってご質問があったと思います。それで、このときも保健所での情報開示の問題が壁になっているというようなお話もさせていただきましたが、厚生文教常任委員会の際でも、個人情報を開示すれという問題ではないぞ、町がどういう体制で感染症対策をやるんだという体制をしっかりと保健所に提示をするということで、その情報を町のほうにもらって、町としての対策を進めるということが大事ではないかというご指摘もございました。

そういう意味で、今お話、この場合はどうするんだということにつきましても、先ほ

どの保育所のノロのところでも申し上げましたように、それが保育所、あるいは学校という施設内での感染の心配があるという部分につきましては、個人情報それぞれ別にしてしましても、施設内におけるどなたかと、どの子がという、どの家庭がというような情報を特化したものをそれぞれの部署で共有をします。それによって、個人の人権に配慮しながら対応していくというのは当然必要なことでありまして、今後もそういった進め方をしていきたいというふうに思っております。

それから、インフルエンザの対応の問題であります。町民向けの話は別にしても、特定の部署では詳細な情報を共有する必要があるのではないかとということでございました。おっしゃっているとおりであります。特にこれから心配されますインフルエンザの発生、それから広まりという部分では、学校や保育所や、それから高齢者施設というところでの蔓延というものが心配されるわけでありまして、繰り返しになりますが、それぞれの施設に関する部署との情報の詳細な共有というものは、私どもも努めて提供しながら、それで連携した対応をしていくということを考えております。

(「時間がないので端的にお願いします」の声あり)

●保健介護課長（久保課長） はい。

保健所との関係であります。先ほども少し触れましたが、保健所から個人情報がいただけないという部分は、いただけないというよりは、いただける情報がそんなに多くないというのは町長から答弁申し上げたとおりであります。それで、例えば町立病院で判明したものという話では、個人情報は別にいたしまして、町内で発生しているぞという情報はいただけます。

(「それ、さっき言ったじゃない。時間がないから端的にやってください」の声あり)

●保健介護課長（久保課長） はい。

(「そんなの休憩をとって、整理してからやってください」の声あり)

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時57分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 今の新型インフルエンザに関する部分でございます。それ

で、新型インフルエンザに対する対応で、フェーズ3という判断をしていると、それに対する対応というのが不十分ではないかというご指摘でございました。おっしゃられるように、私どもの判断そのものが、この行動計画そのものが国、それから都道府県、市区町村それぞれ計画を持って対応するということでの計画でございます。そういう意味では、国が指示したのに都道府県が何も無い、都道府県が指示したのに市区町村が何も行動すべき指針を持っていないということであってはいけないということでの、フェーズ3 Aの段階の具体的、市区町村の課題についてはこうこうこういうことを国・道の指示に基づいて対応するというような認識であったということについては、そういう認識であったということでございます。今、全国的に医療機関や自治体ごとに、具体的にこういう場合どうするんだというシミュレーション等も実は進んでおります。そういう意味では、今後の早急に進めるべき課題として、私どもも研究、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最後にありました事前の医療従事者でありますとかライフラインを維持していくという方々の町民の把握というものについては、現時点でまだできておりません。お話がありました医療従事者、福祉施設はもちろんでありますけれども、水、電気、ガス等々の社会機能を維持していく全体の対象というものは、指示がある前に、町としてはこういう範囲で何人ぐらいというものは持っていないとすぐ対応できないということでございますので、その部分は今後の中で早急に整理をさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私のほうからご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今までの情報の共有という意味では、こういう感染者が発生した場合、1名であっても、施設で発生した場合についての連絡関係につきましては、教育委員会については管理課長、行政関係については保健介護課長に、その内容を伝えるようにしております。それは同じく保健所にも伝えていくということでもあります。その後の対策については、入り口の段階で我々は情報をきちんと要するに共有するという立場で物事を進めていることをご理解願いたいと思います。

それと、もう1点なんですけれども、病院医療確保の演習であります。我々の、特にこの新型インフルエンザも含めて非常に注視しております。しかしながら、なかなか対応策としては私どものところに届いていないのが現状です。しかしながら、病院の中には院内の感染対策委員会が月に1回定期的に開催されます。そういう中で、いわゆる院内感染対策マニュアルも19年8月に改正して、加除式に変えました。それもこの今の段階の新型インフルエンザの対応としては何でやるかということだと、これはマニュアルが合いません。ですけれども、サーズ対策マニュアルを準ずるということで内部で決めております。

それと、もう一つは職員がきちんと認識をするかどうかという問題があります。先ほども大きくノロウイルス問題で起きた案件でありますとおおり、まず職員の感染症の勉強会を5月から同じテーマで3回なんですけれども、これはあみかの職員、さらには特老

の職員も含めて呼びかけをしています。基本的には病院職員が基本になっていますけれども、そういう形できちんと認識をすることをすることで進めております。そういうことでご理解願います。

それと、いわゆるタミフル、リレンザという吸入のその対応の薬品なんですけれども、これについては管理用として職員分については備蓄しております。

以上です。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 私のほうからはカキセンターの関係でのご質問ほか承っておりますけれども、まずカキセンターとの関係でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、直接感染症としては関係してございませんけれども、センターではほかに水質の調査等も行ってございます。以前に平成17年に貝毒が発生したという……

（「貝毒は感染症じゃないでしょう」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） 失礼しました。

その際に、いろいろと協力の要請がございました。その際、国立、あるいは道立の水産試験場等からもデータとか、あるいはいろいろと協力の要請がありました。そういう面で、データの蓄積等を行ってございますので、そういった面で情報の提供ということに関連してくるという意味で記載をしております。

それから、2つ目、町の役割でございますけれども、基本的にはあくまでも町のほうは後方支援ということになりますけれども、感染症の予防対策として漁協、生産者、あるいは漁協と連携をしながら、テーマを決めまして衛生管理の講習会を毎年行ってございます。そういう意味で、予防と情報提供という意味で町の役割が生じてこようかなと思います。

さらには、緊急の事態というふうなことで町のほうに連絡が来る場合がございます。最初に北海道、あるいは系統から組合のほうに連絡が来ますけれども、その組合のほうに連絡が入った段階で、各生産者と買い受け人と買い手、その関係者に連絡が行くことになっています。町もその後に連絡が来ますけれども、場合によっては、先ほど1回目の答弁でもありましたとおり、緊急で広範囲な対応が必要という場合については厚岸町感染症対策本部を設置するというふうになってございます。そういう場合には、各課と連携のもとに対応することになるわけでございます。

それから、3番目の風評被害の関係でございますが、確かに平成17年の後半、18年と、ノロウイルスの風評被害ということでカキが大きな打撃を受けたところでございます。今回、鳥インフルエンザに関してそういったことも心配されるわけですが、またかということになりかねませんので、このことについては安全をアピールするしかございませんけれども、カキの生産者の北海道の組織であります北海道カキ生産漁業連絡協議会という大きな組織がございまして、この組織が前にカキのノロウイルスの厚労省のホームページにカキとの因果関係について、そういう因果関係はないということでこの連絡協

議会が申し入れをして、ホームページの改正につながったという例もございますので、この生産者団体が今後こういったことを通じて安全性をアピールするというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 水道事業者における対応についてお答えいたします。

質問者ご指摘のガイドラインにつきまして、フェーズ3段階において講じなければならない対応について、率直に申し上げて、具体的な対応はとってきておりませんでした。例えば、要員リストの作成等、職員、数少ない役場職員でありますし、幸い退職者も……

（「ないのがわかったからいいよ」の声あり）

●水道課長（常谷課長） 申しわけございません。

これを機会に、直ちに洗い直しをしまして、その項目を洗い出して、業者等を含めて確認したいと思っています。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 特老の場合ですと、集団感染と判断された場合については、即保健所へ報告してという形で、先ほども保健介護課長からのほうからも話をしておりましたが、そういう形でうちのほうではすぐその対応をするという形で進んでおります。

●議長（南谷議員） 13番さん、残り3分です。

●室崎議員 3分ですか。

●議長（南谷議員） はい。

13番さん。

●室崎議員 ちょっと1時間では、たくさんの項目を出し過ぎたかなと反省しておりますが、産業との役割、町の役割、これについてはもう少しシャープに明確に押さえていただきたい。結局、町のやる仕事というのは後方支援という言い方で言っているんだけど、じゃ何なのかというところになるとぼやけてしまう。産業活動をどのように保全し、きちんと支えていくかということでしょう。それと、もう一つは健康被害から町民を守るということも大事なんですよね。これは産業との関係がありますから、やはり両方の連携があります。

それで、1つには啓蒙啓発活動でしょう、日常の。それから、情報管理と情報公開な

んですよ。風評被害を招くような情報の公開の仕方はできないんですよ。だけれども、情報は公開しなきゃだめですよ。そこらだと思っんです。

それと、やはりこの町の地域特性を考えて、国がこうしなさいと言ったから全部そのとおりするんじゃないくて、この町の地域特性を考えてほしいんです。

それから、もう一つ、例えばテレビなんかでもって何かカキというとすぐ感染症と結びつけて、大した根拠もないのに言っている。この前の何かニュースショーみたいなどころでもそういうことがあったそう。スタッフが急に具合が悪くなった、昨日食べた中にカキがあった、カキなんでしょうねなんてけろっとして言っている。そういうときには、やはり町から断固抗議をするというような体制もつくっていく必要があると、そういうことです。どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

行政上の課題といたしましては危機管理、これは最も今重要になっております。かつては自然災害が危機管理であるという認識でありましたけれども、このごろは健康被害、さらには食の安全等々が極めて重要な危機管理になっております。そういう意味において、今ご指摘いただきましたもろもろの問題については、迅速に対応しながら、厚岸町といたしましても危機管理の体制を確立してまいりたいと、そういうふうに思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成20年度の第4回厚岸町議会定例会に当たり、通告書に従いお尋ねをいたします。

私は私の通告の件については何度かお尋ねをしたところでありますが、町長からの答弁は、毎回判で押したように、もう少し時間をいただきたいの一言であります。全く中身の無い答弁のように私には聞こえてくるのであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、町長は釧路町に対し、今現在、厚岸町議会においてこのような議論が展開されていることを、相手方に対しどのような方法でしっかり伝えているのかということでありまして、まず、この点について答弁を求めるところであります。

次に、しっかり伝わっていれば、おのずと双方で取り組む可能な方法を見出すことができるのではないかと思うのであります。そこで、初めて事務レベルでの協議が持たれ、進むのではないかと私は思うのであります。町長はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

町長、あなたは私の何度かの質問に対し、事務レベルでの協議を進めているとの答弁でありましたが、町長、あなたが就任以来、何回事務レベルでの協議が行われたのか、



お尋ねをいたします。

町村境界という問題解決については、大変長い日時が必要なことは私も十分承知をしているところでありますが、今をさかのぼること昭和51年、村上町政からの懸案事項であることは町長も十分承知のことと思います。いいですか、村上町政から菅原、澤田、現若狭町長へと引き継がれて何年になると思いますか。町長、あなたは町村境界解決には30年から40年はかかると答弁をしておりますが、35年余りが経過しているところであります。

私は、この問題にかかわったのは昭和51年3月12日、総務常任委員会所管事項調査でありました。調査事項に行政区域、町村界について、厚岸町と浜中町、さらには厚岸町と釧路町、このときは定例会閉会后、11月までの間に行うということであり、またその後昭和52年2月2日、第1回総務常任委員会を開き、議件として行政区域、町村界について、8名の各委員から、その中には私も入っております。それぞれ厳しい意見が交わされたことを今も思い出します。当時の村上町長からは、この議件については、いいですか、53年度中に調査が進むように努力をするという答弁があったことを今も鮮明に思い出します。

町長、この問題は厚岸町と釧路町、浜中町、3町の境界問題が同時に議件として取り上げられ、浜中町とは解決をしているのに、釧路町とはなぜこのように延び延びになっているのかということでもあります。浜中町とは、先般もちよっと調べましたところ、18年2月にはこのようにもうきちっと整備されていますから問題はないにしても、町長が言うところの、延び延びになっているというその根拠について、釧路町との関係でさらにお尋ねをしてまいりたいというふうに考えております。

なおまた、多くの先輩議員の貴重な審議から数えて35年余りの歳月が経過したところでもあります。解決してもよい時期ではないのかと思うが、町長、この問題を解決できるのは町長、あなたしかいないのであります。過去の議事録に残っている事実をしっかりと踏まえ、取り組んでいただきたいと思うのであります。

私は、町長のその豊富な経験と大きな実力を余すことなく発揮し、町民の期待にこたえていただくことを申し添え、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員の釧路町との境界についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町議会において、このような議論が展開されていることが相手方に、といたすのは釧路町にしっかりと伝わっているのかのお尋ねであります。

この境界問題につきましては、双方の役場の窓口を総務課長としてお互いに連絡をとり合うこととして今日に至っております。したがって、厚岸町議会における議論の経過については、こちらから電話、口頭説明のほか、あつけし議会だよりを提供するなど情報の共有に努めており、釧路町でも厚岸町の状況を十分把握させていただいているものと承知をいたしております。

次に、現在までの事務レベルでの協議について何回行ったのか、双方で取り組むこと

が可能な方法を見出したのかとのお尋ねであります。

この5年間で、総務課長同士が具体的にテーブルに着いての協議は2回であり、それ以外は随時、電話や他の会議の際に情報交換を行ってきておりますし、今後においてもこのような関係を継続していくことについては双方の認識は同様であります。

しかし、この間の協議でも、双方の主張は平行線をたどったままであることから、事務レベルでは合意に至るための糸口を見出せ得ない段階であり、現時点では解決に向けて双方が具体的な作業に着手する環境にはありません。

次に、町長は私のお尋ねに対してもう少し時間をいただきたいということではありますが、解決に向けて前進できると期待してよいのかとのお尋ねであります。

これまでの定例会でも高橋議員のご質問にお答えしておりますとおり、この問題は両町の過去の認識に基づいた双方の主張があり、1世紀以上にわたって解決できずに経過してきている非常に難しい問題でありますし、この解決につきましては、双方が合意に達しようとする機運の高まりがなければ一步も前進しないことは既にご理解いただいているものと存じます。

これまでの答弁で、相手のあることであり、もう少し時間をいただきたいとのお答えを申し上げてまいりましたが、釧路町にあっては、平成2年2月15日協議の普通交付税の按分合意を一つの到達点としてこれを尊重し、今後もこの考え方を大事にしていきたいとの意向を持たれておりますことから、厚岸町として誠心誠意の協議を積み重ねながら解決策を見出すことができるよう、粘り強く対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 町長、あなたは就任時、この問題についてどのような形で引き継がれてきたのかということでもあります。村上町政時代から大きく取り上げられ、今日まで40年近くを迎えようとしている現在、いまだに解決のめどすら立たないことについて、町長、あなたはどのように思っているのか。行政としての取り組みが甘いのではないのかと指摘せざるを得ないところであります。

町長、私はあなたからの同じ答弁を求めるために質問に立っているものではないのであります。町長はこの問題についてどこまで踏み込んだ調査を進めてきたのか、また今後どこまで踏み込んだ調査を進めるのか、前進あるところの具体的な説明を求めるものであります。

そして、厚岸町の行政区域の中においては、このことについてはしっかり主張していかなければならない問題だと思っております。町長、町村境界を早く解決せねばならない問題は、まず1つには交付税にかかわる問題が大きいのであります。町長ご承知のように、平成2年度に普通交付税の算定に用いる市町村面積は、建設省国土地理院が公表した昭和63年10月1日現在の市町村面積とされており、平成2年度の普通交付税算定に用いる基礎数値、市町村面積については、釧路町と厚岸町の合計に今年度の算定に用いた面積で昭和62年10月1日現在により按分した表記の数値を用いているところで

あります。したがって、釧路町との境界関係で厚岸町の1,800町歩の土地を按分しないで全部厚岸町のものとした場合、平成19年度交付税ベースで基準財政需要額は境界紛争地を除く交付税額は6億600万円で、全部の場合6億2,600万円となるということです。いいですか。

こういったことから、私は境界の解決には一刻も早い話し合いが必要なことを要望するものであります。町長からの積極的な答弁を求めながら、2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

釧路町との境界問題につきましては、私といたしましてはこのままでよいとは考えておりません。そういうことで、私が町長に就任以来、高橋議員からたび重なるご質問をいただいております。私といたしましても、その解決に向けての対応をいたしておるわけでありましたが、しかしながら相手があることであります。といいますのは、相手の主張もあるわけでありまして。そういう点で、私といたしましてはご承知のとおり、まず釧路町と釧路市の町村合併が一つの契機になるではなかろうかという意識を持っており、私は当時の町長ともその旨を伝えながら、いろいろと協議を重ねておりました。しかしながら、釧路町、釧路市の合併がお流れに相なったわけでありまして。

さらにはまた、今日の町長等の協議の中でも、こういう問題が存在しているという認識には立っております。私といたしましては、現在の町長とこの問題を胸襟を開いた中でいろいろと協議をさらに重ねていながら、解決ができればなという考えに立っております。しかしながら、しからば相手を、境界についての訴えを起こすという方法もあるわけでありまして、私としてはできるだけ両協議の中で円満に解決できる道筋を選ぶべきでなかろうかという考えに立っておりますので、先ほど来から時間を少々かしていただきたいというお話をいたしておりますが、そこなんです。

ですから、これはもう107年になりますか、この境界問題が起きてから。先ほどは村上町長の時代から50年という話でありましたけれども、これは百何年前の話でございます。さらにはまた、今、全道には18カ所、厚岸町のような問題が今、境界問題として各自治体で起きてもおる実態にもございます。しかしながら、釧路町と厚岸町の境界問題については、私は協議の中で合意を得る中で解決の道を選んでまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 先ほども浜中町との関係では、これは昭和32年8月に両町で協議をし、その後40年6月には両町職員による打ち合わせを行い、昭和55年10月には協議が終了して、平成17年、両町が捺印し、国土地理院北海道地方測量部に地形図の境界、地名等訂正申請書を提出をなされまして、その後平成18年2月、国土地理院北海道地方測量部長が市町村別面積を公表しているわけでありまして、先ほども何度も申し上げているように、この件については釧路町と含めて村上町政時代から同じく毅然として大きく取り扱ってき

たわけでございまして、町長もその辺は十分に承知のはずだと私は思っております。

町長、ここでお尋ねしますが、あなたは就任間もない平成14年12月の第4回定例会で、私たちの先輩議員の質問に対し、次のような答弁をしているのであります。私もこの問題が起きましてからいろいろ勉強をさせていただいておりますということは、要するに町長が道議会議員に初当選された昭和46年4月ということをして、このような発言をしたのかということであり、そしてさらには、大変難しい問題であるということを見ずからが感じているということであり、先ほどお話ししたとおり、両町が主張し平行線をたどっている問題であるが、しかしながら私は厚岸町長として今までの経緯を十分に踏まえて解決に向け取り組んでまいりたいとの答弁をしているところであります。この間、町長、あなたはどのような協議を重ねてきたのかをお尋ねしたいのであります。

また、私は本年3月の定例会で、町長に釧路町との境界についてどのように進んでいるのかと伺ったところ、相も変わらず、町議会においてこのような議論が展開されていることを繰り返し伝え、この境界問題を大きな課題としてとらえているということについてシグナルを送り続けているということの答弁でありましたが、シグナルという意味は信号、あるいはまた合図という言葉になるかと思えますけれども、6月の定例会でも全く前回と同じ答弁で、私はこれが町長の答弁とは思えないのであります。私は6月の定例会では、財政再建方針の中で避けて通れない問題の一つとして釧路町との境界解決が優先されるべきではないのかとお尋ねをしたのに対し、町長は釧路町との境界問題については1世紀以上にわたり解決に至らず今日を迎えていることに非常に難しい問題であり、この問題は一方だけ急いでも解決が難しい、そのとおりです。

厚岸町と釧路町の双方が解決に向けて機運、先ほど町長がおっしゃっていたように、その機運をいかに高めていかなければ協議の再開自体が難しいことは、これまでの経過のとおりであると。厚岸町からは事務レベルではあります、議会においてはこのような議論が展開されていることを繰り返し伝えながら、この境界問題を大きな課題としてとらえていることについて、相も変わらずシグナルを送り続けているとの答弁でありましたが、何かしら私がこの問題で質問したら、全く同じ文書で町長に答弁をさせるということについては、私は不信感を覚えるものであります。これが町長の答弁とは思えないからです。町長、町長の答弁とはもっともっと重いものであります。町村境界とは、町の財政に大きな影響をもたらすものであります。いいですか、町長、しっかり取り組むのが町長、あなたの仕事ではないかと多くの町民は期待をしておるのであります。

以上、申し上げ、私の3回目の質問を終わりますが、少なくとも町政をつかさどる町長からはもっともっと誠意ある、前進ある答弁を求めるものであります。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、浜中町との境界の問題につきましてお尋ねがございました。これは大正11年の開拓植民区画に端を発した問題でありまして、厚岸町若松地区と浜中町茶内原野との境界についてでございます。この件につきましては、昭和32年の厚岸町、

浜中町の協議の段階から、双方の認識は開拓植民区画によって解決しようとして一致しており、双方の地籍調査が終了した時点で、その成果を双方が持ち寄り、4.25ヘクタールを厚岸町の面積とすることで平成17年解決に至ったものでございます。したがって、浜中町との境界問題と釧路町との境界問題は性格を異にする内容でございまして、同列に扱えないものではなかろうかと考えておるわけでございます。

しかしながら、私といたしましては釧路町との境界問題につきましては、先ほどお話ししたしましたが、今後もこのままではよいとは考えておりません。何とか解決できる方途を選択しながらご期待に応えたい。さらにはまた、地方交付税の関係がありますが、既に平成2年において両町長の協議において、按分面積をもって地方交付税が配分をされておるわけでございます。このことについては、ご承知のとおりかと思うわけであり

ます。さらにはまた、先輩議員との質問でございしますが、平成14年のたしか12月議会かと思

います。同じような質問を受けております。私といたしましては、やはり相手もあることでもありますし、いろいろな資料を調べながら、私なりの知識を得ながら相手との協議を重ねてまいりたいということでございまして、両首長とのお話も最終的には政治的決断といえましょうか、そういうものも私は期待をいたしておるわけでございまして、さらにはまた釧路支庁長にもお話もいたしております。支庁長が中に入って何らかの解決方法もできないものであろうかなという考えも持っておるわけでございまして、あらゆる手段、手法をとりながら解決できればなど、かように考えておりますので、さらに努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思

●高橋議員 ありがとうございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

以上で高橋議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。

本定例会に当たり、さきに提出した通告書に従って質問いたします。

まず最初に、介護保険制度の見直しについて質問いたします。

保険料を払っているのにもかかわらず、なぜ施設サービスがなかなか利用できないのか。

在宅への介護体制の構築はどうなっているのか。

保険料、利用料の新たな減免対策は考えられないか。

緊急に求められている介護労働者の対策はどうなっているのか。

地域包括支援センターの充実をどうしていくのか。

次に、基幹産業である酪農と漁業について質問いたします。

経営安定のために、どのような対策を町として考えているのか。

担い手育成の問題について、どのような対策を考えているのか。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員の一般質問にお答えをいたします。

介護保険制度の見直しについて、介護保険第4期事業計画に関連してのご質問のうち、保険料を払っているのにもかかわらず、なぜ施設サービスがなかなか利用できないのかのお尋ねについてであります。

ご承知のように、介護保険制度は、必要とされる介護サービスとそのサービス供給に必要な保険給付費を推計し、その給付費の総額を公費で50%負担、残る50%のうち40歳以上65歳未満の、いわゆる第2号被保険者が31%、残る19%を65歳以上の第1号被保険者が負担をしている社会保険制度の一つであります。

平成12年から始まった介護保険制度は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した生活を営めるように、必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みを基本としており、施設サービスもそのサービスの一つであります。

サービス利用が広まる中、5年目には制度の全般的な検証と見直しが行われたところであります。この見直しでは、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつも、増加する保険給付に対して持続可能な制度への改革が打ち出され、平成18年4月から実施されております。この結果、施設介護にかかわる利用率の抑制ということが出てきましたし、医療機関の介護療養病床の大幅削減構想による、在宅生活の復帰を促す老健施設への転換が進められているところであります。

現在の介護保険制度の置かれている環境は、新規の施設開設は頭打ち、既存の入所施設は満床という状況がほとんどの自治体であらわれており、入所できる施設が、施設サービスを必要としている人の増加に見合った整備が進まない中では、待機者が多く、なかなか施設入所ができないという状況になっているわけでありまして。

現行制度の中では、施設サービスも含めて、求められる介護サービスを提供していくことが即介護保険料の引き上げになっていく仕組みであります。こうした厳しい環境にある中で、介護保険第4期事業計画では、特別養護老人ホーム心和園の増床をすることで、入所待機者やショートステイ利用者の方々への改善を図ってまいります。

次に、在宅への介護体制の構築についてであります。

在宅の日常生活において要介護状態にある要介護者、あるいは要介護までの状態にない場合でも、日常生活において介護を要する状態の軽減や悪化防止のため、支援が必要な要支援者の方に、状態に合わせた居宅サービスや地域密着型サービスが提供されております。居宅サービスでは、訪問サービスとして訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所サービスとして通所介護、通所リハビリテーション、短期入所サービスとして短期入所生活介護があります。地域密着型サービスとは、住みなれた地域での生活を支えるサービスとして、原則として町民のみが利用できるサービスであります。当町においては認知症対応型のグループホームや認知症対応型のデイサービスがあります。

また、日常生活の自立を支える福祉用具の貸与、住宅改修も在宅支援の重要なサービ

スでありますし、町独自の任意事業では、一般車両による移動が困難な方を対象に、医療機関への通院等を支援する外出支援サービス事業、定期的な訪問給食の配食サービス事業、非課税世帯の介護家族への家庭介護用品支給事業等のほか、さまざまな支援事業を提供しております。

在宅介護の実態は、高齢者のみ世帯における老老介護の問題や、認知症の高齢者が認知症の家族を介護する認知介護、家族介護における介護者の介護疲れの問題が古くから言われてきておりますが、当町は約1万人規模の町としては介護サービスのメニューは多いほうでありますし、どうしても町内のサービスで不足する場合は、釧路市を含めた近隣市町村にある事業所との連携を図るなど、ケアプランを立てる民間事業所の介護支援専門員との連携を図る中、個別のニーズに合った在宅介護サービスの提供に努めているところであり、介護保険第4期事業計画においても、サービス提供体制の維持と充実を図っていく必要があると考えているところであります。

次に、保険料、利用料の新たな減免対策は考えられないかのご質問ですが、介護保険制度は法律に基づいた国の制度であります。制度の内容について十分か否かの議論はありますが、その制度運営にかかわる財源も、さきにお答えしたとおりであります。原則、国の制度設計に基づく運営が基本と考えておりますし、介護保険第4期事業計画におきましても、介護保険法の規定に基づく保険料の減免、国の認める社会福祉法人等利用者負担軽減制度以外の、新たな財源投入を要する減免対策の検討は、財政事情もあって難しい課題と考えております。

次に、緊急に求められる介護労働者の対策はどうなっているのかとお尋ねですが、新聞等で報道されているとおり、介護施設などで働く労働者を取り巻く環境は、介護資格を有していてもその職についていない方が相当数いる一方、職についていても定着率も低く、介護労働者不足と言われております。

現在、国において検討が進められているところですが、最新の検討内容によれば、介護報酬を3%引き上げ、介護労働者の賃金引き上げを図るというものであります。この介護報酬の引き上げ分が、必ずしも介護労働者の賃金に反映されるのかどうかについて極めて不透明であります。今後の具体的方策の内容や介護報酬の引き上げによる保険料への影響など、国の審議動向や次期計画での影響などを注視しているところであります。

こうした背景もある中、当町の心和園におきましては、看護師3名を含め介護職員は26名で、介護保険法で定められた20名以上の基準を確保しております。増床計画では、入所18床、ショート10床の28床をふやすことになり、これに対応する介護職員の確保が必要になってきますが、心配いただいておりますとおり、増床に伴う職員確保は容易ではないところであります。その対策として、既に実施しております厚岸町社会福祉協議会が主催する2級ヘルパー養成講習を実施し、心和園職員や保健介護課職員の講師派遣にも力を入れてきたところであります。来年度については、まだまだ未定であります。在宅介護者の育成を図る意味でも講習会の継続をお願いするとともに、専門学校などの訪問も実施し、人材確保に努めたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの充実をどうしていくのかとお尋ねですが、高齢者の中では介護が必要な状態にあることに加え、医療が必要であるケース、介護をしている

家族などに精神的負担が大きくかかっているケース、身体に障害を持っているケース、虐待を初めとして家族との関係に問題を抱えているケースなど、さまざまな社会的支援を必要とするケースが出てまいります。

地域包括支援センターは、介護保険によるサービスを中心にしつつも、介護保険サービスでは充足できないさまざまなニーズに対し、サービス資源、社会資源を包括ケアシステムとして調整、構築し、支えていく総合相談、連携支援の役割を担うところであります。

当町では、地域包括支援センター内に介護予防のケアマネジメント機能を持つ介護予防支援事業所を持っており、平成20年度から専任の責任者を配置することで介護予防の機能の充実を図ってきたところでありますが、今後、増加が予想される認知症の高齢者対策では、成年後見制度の利用や虐待に関する権利擁護事業の推進についての課題もあります。

地域の高齢者の実態を把握し、介護保険以外の生活支援サービスの調整などの総合相談窓口として、介護事業所、民生委員、地域の支援グループ等の社会資源との連携強化をさらに進め、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、基幹産業である酪農と漁業についてのご質問のうち、1点目の経営安定のためにどのような対策を考えているのかとの質問であります。

まず、酪農についてであります。基幹産業の振興を図る施策において柱となるものが経営安定対策であると考えており、具体的には、酪農家個々の経営安定に向け取り組む基盤整備や経営改善対策に対して行政が担う支援対策として、生乳等の出荷コスト低減に向けた道路網の整備、自給飼料の向上と施設整備により低コスト生産で高い収益を可能とする生産基盤整備事業を計画的に導入するとともに、酪農家の経営継続に向けた利子補給等の経済支援、自給飼料の向上や労働の省力化を図ることを目的とした町営牧場の運営等に取り組んでまいりました。

また、これまでの振興方策を踏まえて、今後においても道営草地整備改良事業等の継続事業を計画的に推進するほか、平成22年度を初年度とする第5期厚岸町総合計画の策定に向けて、具体的な振興策及び必要となる事業内容を各関係機関及び団体と協議してまいりたいと考えております。

また、農協、農業共済組合、農業改良普及センターの職員で組織する厚岸町農業技術者連絡協議会の活動として、各農家が希望するテーマをもとにした懇談会や情報提供が地域に定着してきており、このような活動も将来を支える重要な取り組みであろうと考えております。

いずれにいたしましても、今後も関係機関及び団体等と連携を図りながら、支援強化に努めたいと考えております。

次に、担い手の育成の問題についてどのような対策を考えているのかのお尋ねですが、後継者の確保と育成は基幹産業の振興を図る上で重要な施策の一つと認識しております。

酪農におきましては、魅力ある酪農経営を実現するためには、後継者や担い手及び新規就農者の確保と育成を図る事業が重要な取り組み課題であります。将来の酪農を担う若手後継者に対しては、農業改良普及センター等の協力をいただきながら、専門的な知



識や技術習得に向けた研修活動を促進し、担い手に対しては、みずから具体的な経営目標を掲げた農業経営改善計画を策定する認定農業者として、関係機関及び団体による一本化した営農支援に努めたいと考えております。

また、新規就農希望者に対しては、町独自の新規就農支援制度を継続するとともに、効果的な担い手育成対策の推進を図るため、窓口となる社団法人北海道農業担い手センターが来年度、財団法人北海道農業開発公社に合併され、新規就農希望者の相談窓口が一本化となることから、町としても同公社や農協及び農業改良普及センターとの連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、漁業における経営安定のための対策についてであります。水揚げの変動による漁業経営の不安定さに加え、日本近海における漁獲資源の減少や燃油高騰、魚価の低迷などにより漁家経営は非常に厳しい状況にあります。このため、漁業就業者が減少し、高齢化や漁船の老朽化が進み、漁業生産体制の脆弱化が進むような悪循環の構図ができておられます。

こうしたことから、まず漁家経営の安定を図ることが大きな課題であり、その経営安定のための対策として、当町では平成18年3月に厚岸地域マリンビジョン計画を策定し、同年11月に北海道開発局長から推進地域の指定を受けたところであります。このマリンビジョン計画は、目的の一つに、水産業を核とした地域活性化や沿岸漁業の構造改善による漁業経営活性化を目指すとして、地元船や外来船が安全に係留、停泊できる静穏水域の確保や、新たな沿岸漁業の創出と漁業活動の効率化、ブランド化による価格の向上などの取り組みが挙げられておられます。

一例で申し上げますと、本年着手した門静地区の漁港では、完成後は、関係漁業者の労力の軽減が格段に図られるとともに、その静穏域を活用したカキやウニの養殖場所としての活用が図られる計画となっております。

また、こうした漁港整備と並行して、カキの中間育成試験やウニかごの養殖試験が厚岸漁協により湾内で行われており、これらが事業化された場合は、単価の安定向上や複合経営による漁家経営の強化が図られるものと考えておられます。

町としては、こうした取り組みを積極的に推進するとともに、継続して実施している厚岸漁協が事業主体の昆布漁場改良事業等の各種事業への補助についても継続して実施し、漁家経営の安定につなげていきたいと考えておられます。

次に、漁業における担い手育成の問題についてであります。基本的には、漁業生産体制が強化され、漁家経営の安定が図られることが一番の担い手確保対策になるものと考えておられます。

まずは、さきに述べました漁家経営の安定対策に努めていくことが必要であります。その他として、厚岸町は北海道に3校しかない水産高校のうちの1校を有しておりますので、その優位性を生かし、そこから育つ漁業後継者の育成について、町としても積極的に支援していきたいと考えておられます。既に、カキ種苗センターにおいては、生徒の実習や各種の試験事業への相談対応を行っており、今後におきましてもさらに連携を図り、担い手の育成支援に努めてまいりたいと考えておられますので、ご理解願います。

以上でございます。

- 議長（南谷議員） 15番、石澤議員の2回目以降の質問は午後からといたします。  
再開は1時とし、本会議を休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
初めに、15番、石澤議員の再質問から行います。  
15番、石澤議員。
- 石澤議員 特老ホームというか、心和園でユニットも含めて28床がふえるというふうになっていますけれども、この前ちょっとお話を聞きに行ったとき、ユニットの話聞いたんですけれども、すごく高いですよ。普通に今入っている方たちの値段としても4万7,000円が、6万2,670円というユニット型になったら高いという形があるんですよ。それで、年金の人でも入れるような、そういう特別な対策というか、軽減制度ができないかと思いますが、どうでしょうか。
- 議長（南谷議員） 特老施設長。
- 特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） ユニットと多床室の料金の違いなんですけれども、確かにおっしゃるとおり、そのぐらいの差が出てきます。そして、減免措置につきましては、段階によりまして、年金だけの方、第1・第2段階の方には減免措置がありますし、それ以上になりますと減免適用がなしという状況にはなっております。これはなかなか、このあたりはこちらでもって自由に選択できるものではないものですから、この減免制度を一応今のところは利用しながらというふうには考えております。
- 議長（南谷議員） 15番、石澤議員。
- 石澤議員 そうすると、厚岸町の70人ぐらいが待機しているという話を聞いたんですけれども、その人たちは、極端に言ったら、なかなか入れる様子がないというのは、お金のこともあるんでしょうけれども、いつまでたっても入れない、変な話ですけれども、そういうことになるんでしょうか。
- 議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。
- 特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） おっしゃられるとおり、入所者の待機者につきましては今現在94名の方が待っていらっしゃるという感じなんですけれども、その中でどうしてもユニットになりますと金額が高くなるというこ

とで、これはそれぞれ所得とか調べなければ何とも言えない状況ですし、例えばその方が心和園に入る場合につきましては、その方は一応心和園に住所を移していただくということで、その方のみの世帯になりますので、ほかの家族の方が所得があったとしても、その方のみの所得でいきます。ですから、ほかの家族が収入が多くても、その入所者が年金だけであれば、年金のその段階層でいくということになります。

ただ、そういう方々の中でも、どうしても入所されたいという、これは基準、前にも何度もお話ししてはいますが、重度の方がやっぱりどうしても入りたいたいということで、その方自体は所得は低くとも、家族が何とかその部分をカバーするというのであれば、入所はできるんだろうというふうには考えておりますけれども。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。なるべくそういうふうに、いろんな方法で考えてほしいと思います。

あと、もし施設が足りないんであったとしたら、軽い人たちでも対応できるような、地域で小さい形でデイサービス等、住宅とかを兼ねたような、そういうような施設のつくり方というような考え方は、そういう施設をつくっていくというのは考えることができないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

要介護になられた方が、その地域でいろんなサービスを受けられるというお話がありまして、30人以下を対象としました小規模多機能型の施設というふうに受けとめさせていただきますが、現在のところ、厚岸町にはそういう施設はございません。それで、釧路市あたりには随分そういう施設も出てきておりますが、いわゆる短期の入所、それからデイサービスを兼ねた施設というのが主な機能でございます。そういう意味でいきますと、心和園のように長期で入所をするということの目的の施設ではないわけでありませぬ。

ただ、都市部によくあります介護付きの老人ホームとかというものは、これは30人以下の施設も認められておりますので、そういったサービスをこの厚岸町でもという構想については可能だというふうに思います。ただ、厚岸町としまして、町が運営をする施設としてそういうものを持ってないかどうかという意味では、現時点でも第4期の計画の中でもそういう構想を持っておりませぬ。とりあえず心和園の入所分の18床、それからショート10床の増床ということで対応をしていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。

それで、今18床とかふやしていくのに、介護者というか、働く人たちをこれから求めていかなきゃならないんですけれども、その働く人が介護福祉、ごめんなさい、言葉が出てこないんですが、緊急に働く、低賃金とか、釧路市内なんかの場合は、介護事業者から最近では募集しても人が集まらないというふうに言っているところがたくさんあるんですけれども、厚岸町の場合はどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 議員がおっしゃっておられるとおり、管内的にはやはり集まらないという状況のところが多いようです。ただ、当町につきましては、基本的に、以前にちょっと厚生文教のときにもお話しさせていただきましたが、賃金体系が普通の民間の方等よりもうちの体系のほうが2割ちょっと高いです。そういう意味では、募集しますと、ある程度の方は集まってきておまして、それと答弁の中でも申し上げましたが、定着率につきましても、やめられる方というのは、例えば子供が小さくてどうしても夜勤とかできないんだというような方がやめられるケースは多いんですが、そのほかの賃金がどうのこうのということでやめられる方は今のところ、私、来てからもない状況ではあります。

ただ、やはりこれから職員につきましてはそういうものを、うちの町の町立の雇用体系というものをきちっと情報公開しまして、そして議員さんがご心配されております職員確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それで、若い人たちがどんどん入ってきているんでしょうか。

それから、若者が地域に定着するために、こういう介護とかの仕事について、一つの施策として家賃保障制度というのを考えることができないのか。

それから、今、社協で、回答の中にありましたが、毎年行っているヘルパー制度、ヘルパー研修ということをやっている、もう二百何十人か出て、この研修を受けて巣立っていっているという話を聞きましたが、そういう意味でも、介護技術の習得とレベルアップを目指すための講習補助制度というのは考えられないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 心和園におきます雇用につきましては、今年度も学校を卒業した方が、若い方が入ってきてはおります。

そして、ヘルパー制度の関係なんです、基本的に社会福祉協議会が主催しております、ほかのところで行いますと大体8万円から10万円ぐらにかかるといいます。ただ、厚岸町の場合は社協が中心になりまして、その講師が保健介護課の職員であったり、心

和園の職員が行っておりますので、ほかのところよりはもう4分の1ぐらいの額でヘルパーの資格を取っていただいているということになります。それに対する助成というのは、今のところそういうことで、今のところはない状況ではありますが、結果的に資格を取るためのかかる経費というのは相当抑えられているというふうになっております。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 私のほうから家賃保障制度の関係につきましてお答えを申し上げたいと存じますけれども、職員の場合、一般的な住居手当制度がございます。それによりまして、職員につきましては住居手当が支給されるところでございますけれども、特に議員お尋ねの特別な職種に対する特別の家賃保障制度という部分につきましては考えておらないという状況でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 これを聞いたのは、若者が地域に住んでもらえるのにどういう対策があったらいいかなと思ったものですから、そういう意味で家賃保障制度、補助制度がないのかということ聞いたんです。

それで、ちょっと行ったり来たりしちゃうんですけれども、ごめんなさい。保険料、利用料の新たな減免をとるので、今は考えていないということだったんですが、3%、介護保障が今引き上げられるというような国の話がありますが、それが利用者そのままストレートに行ったら、今でもとても大変な思いをして、自分たちのお金を工面しながら介護制度を受けているのに、もっと受けられなくなるということも起きてくると思うんですよね。ですから、できる限り値上がりした分を利用者に負担をかけないようにやってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

保険料の負担、利用料負担のお話でございます。介護報酬の3%引き上げの問題は、先ほどから質問者のほうからあります介護労働者の賃金の引き上げ、それから事業所のいわゆる研修制度を導入等、おっしゃられておりますレベルアップの体制もつくっていかうというようなことを加味した3%の引き上げということで、私ども情報収集をしているところでございます。

それで、おっしゃられますように、介護報酬が引き上がるということは保険給付そのものが上がってくるわけでありまして、給付を公費負担、それから保険料で賄っていくという制度の仕組みの中では、3%の影響そのものも加入者に影響があるということは、制度上そういう仕組みになっているということについてはご理解をいただきたいと思っております。

それで、今、厚岸町の保険料、いわゆる標準負担の方、負担率1.0の方ですが、月額4,300

円ということをお願いをしているわけでありまして。これは全国的なレベルでいくとどうなっているのかといいますと、国が示しておりますのが4,090円ですから、全国平均よりも厚岸町が金額にして200円ちょっと、4.8%程度高いサービスの地域といいますか、サービスが提供されているという実態だというふうに思います。

質問者がおっしゃられますように、保険料、利用料そのものの負担が上がってくるということについては、厳しいといいますか、今いただいている収入の中でやりくりすることが非常に大変だというお話については、私も個人的にはよく理解できるわけですが、国の制度としてそうなっている中では、今、厚岸町が独自にその支援のための財源を使うということについては大きな課題だと。先ほど、1回目の答弁の中で町長から申し上げたような状況でございますので、なかなか重たい課題だというレベルでの回答しかでき得ないことについてご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 これ、国の制度だからなんですよね、本当に大変なことになっているんですが。それで、町として国に対して、せめて30%、負担増を国に対して求めていくということは考えていないでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） この負担に関して取り立ててということではございませんが、町村会、あるいは全国の知事会、市長会、町村長会といった組織の中で、この介護保険制度の問題を取り上げて、利用のしやすいものにしていくために制度の抜本的な見直しというようなこと、それから介護労働者の労働条件の問題、重複いたしますけれども、国の制度としてそういった配慮をすべきだというような、多岐にわたる項目でございますが、これは自治体側の意見として国に制度の抜本的な見直しを求めていくという意味での行動をしているところではありまして、今後ともいただいた意見なんかも含めて、これは全国的な、厚岸町だけの問題ではないという認識の中で、今後も国に対して制度の見直しということの基本を置きながら、地域の声を届けていきたいという思いしております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 あと、地域包括支援センターの充実なんですけれども、厚岸町には認知症対策の専門の人というのはいるのでしょうか。

それから、民間というか、ありますよね。それをうまくネットワークでつなげていくというようなことはできているのかなと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時19分休憩

午後 1 時21分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 時間をとらせてまして申しわけございません。

ご質問の認知症専門の職員がいるのかどうかというお話ではありますが、厚岸町には今おりません。事業所関係で申し上げますと、これは民間の事業所ですが、認知症のサービスを提供する事業所が認知症に特化して知識のある人をぜひ欲しいという話になりますと、北海道がこの専門の職員を持っておりまして、そこに派遣をするというような事業をしておりますし、当面そういった制度を利用しながらも、事業所ごとに研修を受けながら、認知症に対応したレベルアップを図っていくというようなことがされております。

町で地域包括で置いております保健師、それから主任介護専門員、その者は全く認知症の理解がないかといいますと、相当のレベルの知識を持っております。そういう意味で、地域包括と民間事業所との連携を図りながら、今後も対応させていただきたいということでございます。

- 議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

- 石澤議員 介護保険制度が始まってから、もう8年経過しています。私のうちの父もちょうど介護保険制度が始まったときに、この介護保険を活用したんですけども、そのときから比べて、もう2回の改革というか、計画が変えられて、だんだん使いづらくとか、利用するほうはとても大変な状態になってきているというのが実態としてあると思います。それで、介護保険制度を今4回目の見直していくときに、利用者にとってもっと使いやすいような方法を、予算は、お金はちょっと大変かもしれないですけども、それを考えてほしいと思います。

それとあと、次は後継者のことに対してなんですけれども、なぜこんな質問をしたかといいますと、だんだん離農、農家もそうですが、離農とか離職がふえて、地域がどんどんなくなっていっているんじゃないのかなという感じがするんです。それで、今こういうことをやって、漁業のマリンビジョンでしたか、マリンビジョンというのが、これが何年後にどういうふうに変化して結果としてあらわれるのか、それをどういうふうにして地域を活性化していくのに使うのか、それを教えてください。

それから、農家のほうなんですけれども、新規就農のことも上がっていましたが、どうしても形が決められた形の新規就農の受け入れ状態になるものですから、それをどういうふうにして変えていくかを考えているのか。

それから、地域に住んでいる、その本来ずっと年齢を重ねてきた方の知恵をどうやって、農業にしても漁業にしてもそうなんですけれども、どうやって生かすのか、それ

を考えているのか、その辺もお願いします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 介護保険に関してお答えをさせていただきます。

この間、介護保険制度スタート時からの問題でもありますが、介護度の認定をする際に、なかなか認知症の問題が取り入れられないというようなことが抱えながら実はスタートをいたしました。そんな中で、途中では施設整備の速度を少し緩めさせようというような国の方針の中で、在宅を中心にしたサービス転換というものにシフトが変わってきたということで、具体的に例を挙げてお話をいただきましたけれども、私どもも希望されるサービスをそのまま当てはめることが、ご本人の日常生活を長い目で維持することについてどうなんだろうというような評価も加えながら、実はサービスを提供する側、それからプランをつくる側の議論をしながら、サービスを提供するという手法をとらせていただいております。

欲しいものを全部サービスするとした場合に、かえって体幹機能が落ちていくだろうというようなことも含めて実は議論の中に入っています。そういう意味で、おっしゃられていますように、使いやすいサービス、それから日常生活に困らないサービスの継続ということは当然でございます。

例えば、居宅介護をいわゆるヘルパーの派遣サービスを受けながら生活をされていくといいますが、ヘルパーさんが入っている時間というのは1時間や2時間という短い時間帯です。それで、1日に何回とかとふくそうして利用される方もいらっしゃいますけれども、多くは1日に1時間か2時間というようなヘルパーサービスを受ける。家事介護であったり、食事介助であったりというようなサービスがありますけれども、ご本人の生活自体は介護所も含めて24時間ありますから、そういう意味では2時間のサービスで十分かということ、決してそうではないということについては私どもも認識をしておりますし、そういう意味で今後のサービスのあり方、第4期に向けては、認知の程度の介護度にどう組み入れていくかというような視点での見直しも実はされておりますので、そのことがどの程度介護度認定に反映をされてくるのかというようなことも私どもは注目しながら、今後もサービスの向上、継続ということに留意をしながら進めていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私のほうからは水産と農業関係の後継者の関係についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、マリンビジョンの関係のご質問でありますけれども、マリンビジョンにつきましては、おおむね5年をめどにその成果を事業展開をしていくという内容でございます。それから、平成18年12月に推進地域という指定を受けてございますので、平成19年から事業を進めてきたということでもあります。最終的には、水産を主体とした将来のまちづくりを具現化する構想というふうにご理解いただければというふうに思います。毎年、



点検という形で、これについてはフォローアップという会議を開いて、関係機関にお集まりをいただいて、その年の成果、そういったものを発表して、翌年の事業につなげていくということでございます。

それから、農業後継者の新規就農の関係でありますけれども、新規就農者誘致条例というものが町のほうでつくってございます。この条例に基づいて、これまでトライベツ地区が1件、それから若松地区に2件、それから尾幌地区1件と、4件の実績が今までございます。これについては、物件といいますか、離農跡地と、それからそこに入植される方がそこに入植をされて、北海道農業開発公社という財団法人がございしますが、そこで事業展開をしている農地保有合理化事業の中の農場リースという事業に乗っかれば、この人と、要は決定があれば、この事業で展開して新規就農者としてそこに入植して、町、あるいは農協の支援を受けながら営農していくという形でございます。

それからあと、このほかに農水省が今年から事業展開をしていますが、農業経営継承事業ということで、これは今年から今新聞等で公告もされておりますけれども、農業後継者がいない、その農業経営を新たな人がその経営を引き継ぐという事業が新たに今年できましたので、そういった事業も研究をしながら、何とかやむなく離農をされても農業が続けられて、地域がきちんとした形で構築できる、そういった農業、酪農の状況をつくっていくことも町の使命ということでもありますので、そういったことを構想として今研究してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●石澤議員 いいです。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2件について質問をいたします。

まず、1点目は新年度予算編成の方針についてであります。さきに政府は3日、2009年度予算編成の基本方針を閣議決定をいたしました。社会保障関係費を毎年2,200億円ずつ抑制することを盛り込んだ骨太方針2006と来年度予算概算要求基準を維持しつつ、経済状況に応じて果敢な対応を機動的、かつ弾力的に行うといたしました。この方針から、地方財政は今後どのようなようになるのか。厚岸町の財政状況の見通しについても説明をお願いいたします。

次に、新年度の予算編成に当たっての考え方についてお伺いをいたします。

1つ目として、来年度の新規事業、継続事業が主なものはどのようなようになるのか。

2つ目として、政策的な新制度の導入や現制度の改善を図るなど、住民サービスの向上についてどうなっていくのか、お伺いをいたします。

また、来年は町長選挙の年であります。新年度予算は本格予算を考えているのかどうかをお伺いいたします。

次に、2つ目として矢白別演習場における今年度の米海兵隊の実弾砲撃訓練について

お伺いをいたします。

1つ目は、今回の海兵隊の砲撃訓練では、ブリーフィング、公開訓練が行われず、移動日程も明らかにされない中で行われました。砲撃訓練が終了した2日に、海兵隊は説明会と装備品の展示を行っておりますが、住民への情報を閉ざす今回の訓練についてどのような見解を持っているか、お伺いをいたします。

次に、今回は白燐弾が20発発射されたと説明をされております。今回は砲門の数が2門となっておりますけれども、訓練内容についても厳しく対応していくべきではないのか。情報の開示について今後どのように取り組まれていくのか、ご説明をお願いいたします。私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

新年度予算編成の方針について、1点目の政府は3日、2009年度予算編成の基本方針を閣議決定しましたが、地方財政はどのようになるのかとのお尋ねですが、閣議決定された平成21年度予算編成の基本方針では、日本経済は全治3年という基本認識のもとで、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という3段階で、経済財政政策を進めるとしており、平成21年度予算編成においては、金融・世界経済に関する首脳会合の成果も踏まえ、世界の経済金融情勢の変化に対応しつつ、切れ目ない連続的な施策実行を図る、さらに財政規律の維持の観点から、安易な将来世代への負担のつけ回しをせず、国民に温かい効率的な政府を目指すという考え方を基本とし、経済成長と財政健全化の両立を図るとしています。

また、地方財政に対し、特に地方交付税については、地方の底力の発揮として、地方と都市部との地域格差是正に向けた取り組みとなる本年度の地方再生対策の考え方を継続させ、財政の厳しい地域に重点的に配分するとし、景気後退に伴う地方交付税の原資となる国税五税や地方税の減収等については、地方公共団体への適切な財政措置を講ずるとしています。

このような状況の中、厚岸町の財政状況の見通しであります。これまでの燃油価格高騰や原料高などの影響により、法人町民税は国の状況と同様に大幅な減収を見込まざるを得ず、加えて個人所得への影響も大きく受けるものと推測されることから、税収の伸びは期待できないものと考えております。また、地方交付税は、国の基本方針では適切な財政措置を講じるとはしているものの、総務省の概算要求は前年比マイナス3.9%となっております。単純計算になりますが、この比率による交付税の減額見込みは約1億4,000万円となります。

このように、歳入面では、収入増へとつながる要因は希薄な一方で、歳出面は、医療扶助費などの増加や地方財政健全化法に基づくすべての会計の健全財政運営を図る必要があることから、特別会計や企業会計への繰出金が多額となり、財政運営にとって極めて厳しい状況にあるものと考えております。

次に、2点目の新年度の予算編成に当たっての考え方についてですが、まずAの新規事業と継続事業等はとのお尋ねですが、前段で申し上げましたとおり、新年度も厳しい

財政運営を強いられることが予想される中、特別養護老人ホームの増築といった大型の事業計画も控えております。町民の皆さんの負託にこたえながら、誇りに思えるまちづくりを進めるためには、今一層の選択と集中による事業の厳選を進めなければならないものと考えております。現在、第10次実施計画の策定作業を進めている最中ではありますが、継続事業であっても適切な評価を行い、必要に応じた見直しを図るとともに、新規事業の事業化についても必要性、緊急性、重要性、効果などを十分考慮した上で慎重に検討する考えでおります

次に、イとして政策的な新制度の導入や現制度の改善など住民サービスの向上についてはであります。平成21年度予算の各課要求締め切りは今年25日までとなっております。本格的な予算編成作業は翌年1月からとなります。したがって、政策的な新制度の導入などにつきましては、その際に協議、検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

次に、ウとして来年度は町長選挙の年ですが、本格予算になるのかとお尋ねですが、現段階では厳しさを増している町の経済情勢から判断いたしますと、ソフト事業を含む継続事業の年度当初予算執行などを考慮し、基本的には通常予算が必要と考えております。

いずれにいたしましても、新年度予算編成に当たり、特に地方交付税は交付税原資の国税五税の減収分を補填させる特例加算措置も検討されている状況にあり、また道路特定財源の一般財源化に伴う地方への配分方法は、新たに交付金制度を創設するとの報道がなされておりますが、現段階では具体的な内容が明らかになっていませんので、今月末に示される地方財政対策に注視し、予算編成に臨みたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、2点目の矢臼別演習場における今年度の米海兵隊の実弾砲撃訓練についてお答えをいたします。

まず、今回の海兵隊の砲撃訓練ではブリーフィング、公開訓練を行わず、移動日程も明らかにされない中で行われましたが、住民への情報を閉ざす今回の訓練にどのような見解を持っておられるのかとお尋ねですが、私は、矢臼別演習場において本年度実施された海兵隊の砲撃訓練日程が11月20日から12月3日と通知されて以降、副知事を座長とする矢臼別演習場関係機関連絡会議に演習場周辺4町の一人として参加し、11月10日に北海道防衛局を訪問して、情報の事前通知、規律の維持、騒音対策、分散・実施のあり方、そして夜間の実弾射撃訓練自粛の5項目を要請しています。

その翌日、11月11日午後3時に、104移転訓練にかかわる訓練公開及びブリーフィングを行わないこととする米軍側の意向が周辺自治体に伝えられたわけであり、要請の翌日という時期に10年を経過したことをもって公開しないとする米軍側の方針変更は、唐突な印象を持って報告を受けたところでもあります。地元町長として、情報提供の後退は町民の皆さんの不安や懸念が大きいと考え、矢臼別演習場関係機関連絡会議の座長である北海道副知事を通じて、訓練公開を継続するよう、11月12日に北海道防衛局へ緊急の要請を行ったものであります。

その後、矢臼別演習場関係機関連絡会議構成自治体を代表して北海道知事が防衛省へ出向くなど、演習場周辺4町の総意として、従前どおり公開実施されるよう国に対し要

請を続けてきたところであります。この要請を国と米軍が受けとめていただき、12月2日に概要説明と装備品の公開が行われたことについては一定の評価をするところですが、訓練そのものの公開ではないことなど、従前に比べて後退していると言わざるを得ません。

町民の不安や懸念の解消のためには、従前どおり訓練の公開や記者会見が行われることが必要と考えており、今後に向けて北海道と地元4町が連携し、矢臼別演習場関係機関連絡会議として引き続き国に対し働きかけてまいりたいと存じます。

次に、今回は白燐弾が20発撃っていることから、砲門の数だけが問題ではなく、訓練内容についても厳しく対応すべきではないか、情報の開示については今後どのように取り組むのかのお尋ねであります。

質問者ご承知のとおり、米海兵隊の移動に関する情報が昨年から事後公表へと変わっており、訓練内容の公表も情報量は断片的であると考えておりますが、矢臼別演習場での白燐弾の使用情報については、米軍の運用に関することであり詳細に公表することはできないとしつつ、北海道防衛局を通じて、平成19年に発煙弾として使用した実績があるとの説明がされています。また、20年度の使用実績については、12月2日実施された概況説明の際に、参加者からの質問に答え、白燐弾の射撃実績が20発であったことが公表されております。

私は、このことについて、今後も矢臼別演習場において104号線越え移転訓練を行うのであれば、町民の不安や懸念の解消が重要と考え、12月3日に北海道防衛局次長の表敬訪問を受けた際に、今年になって生じた課題の解決に努めていただきたいこと、情報は事後公開でなく事前公開の実施によって、地元へ安心感をもたらす、信頼感をはぐくみ、訓練が平穩に行われるよう、国の一層の努力を要請したところであります。

この課題につきましては、関係4町と北海道で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議において、4町と北海道の共通の課題として、引き続き国に対して働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 何分から始まったんですって。

●議長（南谷議員） 32分です。

●谷口議員 32分からですかね。

●議長（南谷議員） はい。

●谷口議員 それでは、お伺いをいたします。

今回の来年度の予算編成についてでありますけれども、政府が19年度の予算編成の基本方針を発表して、これが非常に、これだけではありませんけれども、さきの9月議会

で私が予算会で質問したときだったと思うんですけれども、町長は次期の総理大臣には相当期待しているような、ちょうどあの当時は総裁選挙の真っ最中でありましたから、大体この人になるんだろうなというようなのも見えていた時期で、町長も期待をされていた人が総理大臣になったのではないのかなというふうに思うんですけれども、ここに来て非常に迷走ぶりが目立っているというふうに思うんですよね。

そういう中で、政府が今回このような基本方針を出したんですけれども、出すに当たっても非常にその方針が、言ってみれば、ある部分は骨抜きというか、総理大臣が声高に叫んでいたことがいつの間にか、結構字の読み間違いもあるみたいですからあれなんですけれども、結果的には交付金を交付税と、いや、交付税を交付金と呼べばいいのではないとか、そういう声がいろいろありまして、今回の基本方針にかなりそれが反映されているというふうに思うんですよね。

それで、結果的には構造改革路線、あるいは06年の骨太方針は一応堅持をすると。それで、ただ、その一方で社会保障だとかそういうものに対しては、非常に国の担当者でさえももう悲鳴を上げざるを得ないところまで来ていると。昨今の医療の問題だとか介護の問題、大きく取り上げられるような事態になってきているわけなんですけれども、これらに対してはやはり地方自治体も強く改善を求めていく必要があるし、その対策、財源もきちんとしていただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですよね。

やはり、もう地方交付税だって、ここがこれ以上はもう限界ではないのかなというふうに思うんですよ。その辺については、やはり地方六団体が力を合わせて改善を強く求めていくということをしていかないと、これでは幾ら首相が元気のある地方をつくるんだというようなことを言っても、ますます地方は元気がなくなってしまうのが現実ではないのかなというふうに思うんですけれども、これらについては今後どのような取り組みをしていくのか。ただ、今までの社会保障費の減額を堅持していくというようなことでは、私たちは地域の崩壊、あるいは医療や福祉の崩壊につながっていくのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてももう一度ご答弁をお願いしたいというふうに考えております。

それから、今回、新年度予算については、町長が今説明されましたように、25日までの取りまとめで、1月からの予算編成に取りかかるというお話でありましたけれども、やはり重点はどの辺に置くのかなということ町民にも明らかにしていくことが大事ではないのかなというふうに考えるんですが、その辺では来年度はどこを強く重点にした施策で厚岸町として取り組んでいくのかということについては説明されてもよろしいのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今日の地方自治体を取り巻く行財政、極めて厳しいことについてはご承知のとおりであります。特に小泉内閣以来、構造改革、三位一体の名のもとで地方交付税が減額されておる現実については極めて不満を持っている一人であり、お話がありましたとおり、麻生内閣に期待をいたしたこともございます。といいますのは、やはり地方、都市部の

格差が激しい、地方に趣を置くべきであるという考え方に立つ私は麻生さんであるということ期待をしておったわけでありますが、しかし現実はそのような傾向が見えません。まことに残念なことであります。私といたしましてももちろん、それぞれ地方自治体を取り巻くそれぞれ厳しい中で、市町村挙げて、さらにはまた都道府県挙げて、地方交付税の削減については強く反対をし、さらに増額を求めていかなければならない。当然のことであるかと思っております。

詳細については担当課長から答弁をさせます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

聞こえますでしょうか。

（「私は聞こえています」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 迷走ぶり等々のご指摘、議員のご指摘のとおりでございます。毎日毎日、新聞報道と全国紙、地方紙それぞれ、毎日と言っていいほど変わっております。ただ、唯一決まったのは3日の閣議決定だけでございます。この閣議決定も極めて抽象的でございます。数字は一切入ってございません。そういう中で、今後どうかということ、先ほど町長から答弁があったとおり、私、税財政担当といたしましては、重点施策については地財計画、この12月、昨年は12月19日閣議決定であったんですが、その地財計画を見て判断をしたいというふうに考えております。その理由は、こういう迷走状態にあるところからでございます。いつどのような状況になるかということが全く不透明なところからでございます。

それから、社会保障費の2006年の堅持するということでございますが、一部の報道によりますと、たばこ税を上げて1,000億円程度で埋めるというような情報も流れてございます。これも全く不確定要素でございますので、いまだ担当としては信じることはできないというふうに考えております。

それから、交付税の限界ではないかということでございますが、これも麻生総理大臣が言っているとおり、1兆円を交付するということは言っておりますが、この1兆円がどうなるかということでございます。前代未聞の89兆円台の最大の予算規模になりそうだという報道がございますが、その1兆円の前代未聞の原資は、今言われている報道では国債発行というふうに言われています。33兆円台になるのではないかとというような報道がされております。ということは、国の借金がふえるだけで、これも多分一過性のものだというふうに財政担当は考えるべきであろうというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 来年度にわたっての事業の考え方でございますけれ

ども、冒頭、町長のほうから答弁がありましたように、大きな事業といたしましては現在第9次の実施計画、こちらの中に位置づけられております特別養護老人ホーム及びショートステイの増築、これが大きな事業として現在の実施計画、こちらのほうにのってございます。これを当然念頭に置いた計画の作成というような部分を念頭に置きながら、現在作業を進めてございます。

そのほか、各自治会からの要望、あるいはまちづくり地域懇談会での住民要望、こういったようなものも踏まえながら、それぞれの各原課のほうからの要望も参ってきてございます。そういった中にありますけれども、やはり限られた財源の中での位置づけということに相なります。住民の福祉の向上という部分について可能な限りこたえるというような趣旨のもと、現在作業調整をしているわけですがございますけれども、大きな事業といたしましてはそういうような事業計画を既に持っているというようなことでございますので、この点をご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 やはり地方自治体は住民に奉仕するという事は一番の仕事だと思うんですね。それで、国の請負機関ではありませんから、やはり住民要望はきちんとできるような方向でやってほしいというふうに思うんですよ。それで、今まで政府のほうが非常に迷走して、これをやりますと、給付金をやりますと、1人1万2,000円、子供がいるとそれに何円かだな、そして8,000円でしたか6,000円でしたか、8,000円ですね、足して、そういう場合には何をするとはいえ、まあいろんなことになって、あれもやるこれもやるというのを全部聞いていたら、あっちにも埋蔵金こっちにも埋蔵金で、金がそんなにあるんだったら初めから出せと言いたくなるくらいなんですけれども、埋蔵金だって限界があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ところが、地方自治体ではそんな埋蔵金は一円もないというふうに私は思うんですよ。そうすると、やはり国のほうがきちんとしていただかなければ、あれもやりますこれもやりますというけれども、結局後から消費税になって、契機が回復した後は消費税を引き上げますよというような話ではやっぱり困ると思うんです。ですから、今回の給付金も非常に評判が悪いわけですよ。これだけ景気が悪くて大変なときに、それが本当に地域の振興や経済効果があるのかということに対して多くの疑問が出されているというのが現実だと思うんですよ。

そういうことより、やはり私は今本当にしなければならぬのは何なのかをきちんと厳選した、その場しのぎの対応ではなくて、きちんとした施策を打っていくというのが非常に大事だと思うんですよ。そういう点では、やはりひとつ町のほうもしっかりとした対策を新年度に向けて打っていただきたいと思いますというふうに考えるんですけれども、もう一度お願いをいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、住民要望がかなうよう施策を実施してほしいということでございますので、予算編成に向けて、それを肝に銘じ編成に当たっていきたくと。

それから、埋蔵金等の件でございますが、これもご指摘のとおり、政府は財投金の埋蔵金ということで考えているようでございますが、これも限界がございます。給付金は2兆円、特別枠の交付税は1兆円で3兆円、これをどうするのかということもございません。これらは極めて不透明でございますして、全くこれから、財務省が今やっていると思っておりますけれども、どうなるかはわかるころではございません。今日の報道にありまして、消費税を将来上げるということで、社会保障費については特別会計をもってやるというような報道もございましたが、これも報道であって、全く先のわからない話でございます。

したがいまして、国の動向を、これはほとんど毎日どのように動くかということを見ながら、来年年明けの予算編成に十分注意しながら、住民要望がかなうような施策を厚岸町の予算として編成してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 次に移らせていただきたいんですが、矢臼別の海兵隊の訓練でありますけれども、海兵隊の司令官が厚岸町を訪問されたようなんですが、それはいつで、どういうことで訪問をされて、町としてはどういう対応をされたのか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 米海兵隊実弾訓練の責任者でございますが、フィールドという少佐でございます。11月14日、表敬訪問を受けたところでございます。このことについては、毎回訓練を行われることによって表敬訪問を受けるというのが慣例でございますして、フィールド少佐もそういうことでおいでをいただいたものと私は思います。

そういう中で、いろいろな厚岸町のことなり、いろいろな懇談をさせていただきましたが、特に私から申し上げたのは、グリーンフィンク、または公開訓練が行われなくなったということについて、従前同様の公開をすべきであるという特別に私からお話をさせていただきました。その他のお話については雑談と、表件訪問でございますので、そういう会話であったということでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、この訓練が日程等も含めて非常に情報が海兵隊のほうから出されたのは、当初発表された日程等と、後から、砲門は6門、中隊規模でやるんですけれども、それは当初は6門だったのが2門になった、260人の人員が230人になったということが事前の連絡であったのではないのかなというふうに思うんですけれども、それで今回海兵隊は、訓練は公開しないけれども、情報はホームページを開設しているんで、それを



見てくださいというような説明であったと思うんですね。

それで、この間、海兵隊の訓練が終わった後に公開があって、私も参加をしたんですけども、そのとき報道機関や地方自治体の関係者に配られた資料がこれですよ。それで、ホームページを見ても大体同じような内容で、これを見るとほとんどが英語ですよ。一番初めに、地域の皆さんにというようなことで、矢臼別における砲兵訓練については英語で書いて、私、英語は読みませんが、AとBぐらいならわかりますけれども、あとそれを日本語訳にして発表しているんですけども、それ以外は全部英語、これでは情報をこれから得てくださいと言われても、ほとんどの人が理解できないのではないのかなというふうに思うんですね。

それで、この演習に関する広報文は、写真等を含む情報はウェブサイトで見ると提供されると、このサイトは演習終了まで継続的に更新されると。それから、もし何か質問があったらメールで下さいと。だけれども、そうすれば返事をくれますというようなことはここには書いていないわけですよ。こういう情報で、このホームページをあげた人が厚岸町内にどのくらいいるのか、私わかりませんが、これでは全く我々をばかにしているというか、地域の住民をないがしろにしているというふうに言ってもいいのではないのかなというふうに思うんですよ。そういう点では、これについてはどういうふうに考えますか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えをさせていただきます。

ホームページの問題の前に、日程の関係でございますが、事前の情報公開については全く今回もございません。部隊が移動した後、それから訓練機材が移動が終わった後に、これこれでしたというような形で北海道防衛局から通知をされるという状態でございます。

それから、ホームページの問題でございます。私どもも定期的にこの内容につきましてチェックをさせていただいて、中身を見させていただいております。議員ご指摘のとおり、私も意味不明といいますか、日本語に訳した文章自体が意味不明なところもございまして、全く訳されていないところも多数あるというような中で、十分に理解できないというような実態でございました。この部分につきましては、北海道防衛局長が町長に表敬訪問というようなことで会いに見えられましたときに、町長から、こういうような米軍の情報公開では町民にとって大変不親切だというような趣旨を申し述べまして、改善をぜひ米軍に申し伝えていただきたいというようなことで、特に表敬訪問の場ではございましたけれども、申し上げているというような実態でございます。ただ、それについての具体的な解決がこうなったとかというような情報につきましては、その後入っていないというのが現時点までの状況でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回のこの訓練について、内容、こうやって資料が出たりホームページを見たりして、役場の中で完全にこれを見て理解できる人は何人ぐらいですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 職員皆さんに確認したわけではございませんけれども、ほとんどいないのではないかというような印象を持っているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、先ほど課長、意味不明な点もたくさんあるというふうに言っておりましたけれども、これを英語で見て、だれが役場では訳したんですか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の承知をしている段階では、英語と、それから日本語、訳したものを私は提供をいただいております。しかしながら、日本人として、その訳し方を見ますと、どうも前後が繋がらないという点もただただありました。ですから、日本語で我々は読んでいるわけではありますが、そういう面を今、課長からお話をさせていただいたわけでもありますので。特にホームページもいい面があったと思います。なぜかといいますと、今まで全く知らない日常活動がホームページとして出ておったということには、私は、ああ、こういうこともいいなと思っております。ただし、公開をしなかったということについてはちょっと猪突だなという感じを持っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ですから、結果的には情報は非常に不十分というように、我々にきちんとした情報を出そうという考えがなかったのが今回の訓練ではなかったのかなというふうに思うんですよね。

それで、この中にホームページと同じ内容のものが入っているんですけども、そこでお聞きしたいんですけども、今回、白燐弾を20発使用していると。それで、531発でしたか、砲弾を撃っているうちの20発が白燐弾だというふうに言われているんですね。それで、今、兵器については非常にさまざまなところからたくさんの意見、問題を指摘する人がおまして、化学兵器の問題、あるいはクラスター爆弾の問題、劣化ウラン弾の問題などで、問題は非常にたくさんあるんですけども、りゅう弾砲からさまざまな弾を撃つことができるということになると、今回は公開もされておりましたし、それから後の見学会でも結果的にはもう弾は一発もないというようなことで、それは公開の対象外ということで、どんな弾を持ち込んで、どういう訓練をしたのかということとは全くわからないわけですね。ただ、その中で白燐弾が20発撃たれたということになると、これについてはやはり非常に問題があるのではないのかなというふうに思うんで

すよね。

それで、白燐弾がどういうことに利用されるかということになると、煙幕だとか焼夷用に使われると。そのほかにも照明だとか信号だとか、用途は非常に多用途にわたっているということで、今回ナパーム弾だとか白燐弾だとか、そういうものがイラクや、あるいはアフガニスタンでも使われたのではないのかというようなことが非常に問題になっているんですよね。それで、非常にこれらの戦地では黒く焼き尽くされているところがあったというようなことが言われているんですけども、今回使われている白燐弾が白燐自身が人の体につくと取れないと、あるいは猛毒で燃料性の高いもので、微量でも体につくとやけどを引き起こすというようなものであるということで、それ自体使用することが禁止されていると。

ところが、こういう化学兵器だとか、そういうものには大概もうアメリカは、中国だとかロシアの場合もあるんですけども、ほとんどがその禁止条約に批准していないんですよね。日本は批准しているのが結構あるんですけども、今回ようやくクラスター爆弾については日本も賛成をして、条約が発効したんですけども、これにもアメリカだとか、そういう国は批准を拒否しているということで、国際的に使ってはだめだよということになっているけれども、これがこういう大国の判断というか、そういうものによって紛争地帯にそういう爆弾が持ち込まれて使われていると。それを厚岸町の矢白別の演習場でその演習が行われると。それで、それが土中にしみ込んだ場合にどういうことが起こるのかということも、やはりきちんと検証していかなければならないと思うし、この白燐弾というものについても非常にきちんとした内容を把握する必要があると思うんですよね。

先ほど、室崎議員の質問にもありましたけれども、ちょっとした風評被害があっただけでも大変なことになるということの中で、この化学兵器等がもし使われて、それが土中に、あるいは川の中に流れ込んでしまうというようなことになったときに、どういうことが起きるのかということをやっぱりきちんと我々も把握していく必要があるのではないのかなと。そうであれば、そういうものを使わせないということもきちんと申し入れをしないとだめではないのかなというふうに思うんですよね。そういうことに関しては今後どうしていくのか。

それと、今回、夜間訓練が行われているんですよね。夜間訓練は当初から行うことをはっきりさせていましたけれども、夜間に202発発射をしているという、現地で民間の人が調査した結果、そういう数になっているということなんですけれども、これは正確じゃありませんけれども、200発以上砲撃訓練が行われているということに対しても、やはり申し入れをする必要はあるのではないのかと。非常に、この訓練について町内、受け入れ自治体として大変な状況があった中で、厚岸町が受け入れを決めているということで、受け入れ、私自身はこの訓練に非常に反対ですけども、そういう中でも受け入れをしたことに対して、その受け入れ条件をきちんと守っていくかどうかということのも非常に大事なことはないのかなというふうに思うんですけれども、これらについて町長はどういうふうに考えているか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 白燐弾20発だということについては私も報告を受けております。実は、これは日本の陸上自衛隊も使用しているそうです。日本の自衛隊では黄燐弾という名称だそうでございます、そういう面におきましては、アメリカ軍も安全面の観点から適切な訓練が行われているのでなかろうかと、私はそのように思っております。

それから、夜間の射撃訓練ですが、さきにお話しいたしましたとおり、北海道防衛局に強く要請したのはこのことなんです。そういうことで、我々は毎回要請をしているわけですが、夜間訓練については、当地域では早朝から草採、搾乳作業等の営農活動を行っており、夜間の実弾訓練は地域住民の就寝等の妨げになっているので行わないこと、強いて実施する場合は短日数、短時間ですることというような要請を行っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう時間がありませんからあれなんです、やはり今回の訓練に当たっての海兵隊のやり方といいますか、これについては非常に私は憤りを感じるものがあります。ですから、これについては今後、地域住民の情報をやはりきちんと対応していくということと。

やはり問題は、矢臼別だけに集中してきていることに非常に不安を感じるんですよね。それで、結果的に、そのうちキャンプ矢臼別になるのではないのかなど。他の演習場はすべてやめているのに、何で矢臼別だけが訓練場として使われているのかということになると、やはり一定の目的に沿ったものが矢臼別の演習場にあるのではないのかなどいうことを考えると、非常に今紛争が絶えない状況になっていますから、そこでの紛争と、あるいはもし固定化につながるようなことがあれば、米軍とどうかかわらなければならないのか、こういうことも含めて、やっぱりきちんと考えなければならないし、そういうことを許してはならないというふうに私は思うんですけれども、その辺について今後どういうふうになっていくのか、もう一度お伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

固定化の問題については、再三にわたって北海道防衛局に強く、私ども関係4町、要請をしているところであります。さらには、11月19日、北海道知事が防衛省に固定化することに対する反対の要請をいたしております。その節には、米軍の運用上の都合により結果として2年連続で矢臼別だけの実施となったものであるが、矢臼別の固定化は考えていないという回答をいただいたと聞いているところでございます。今後とも、固定化しないように要請を強めてまいりたいと、かように考えます。

さらにはまた、今後の演習、訓練ですが、やはり地域住民の不安や懸念の解消ということが最も大事なことでございます。そういう面につきましても、従前どおりの訓練の

公開、記者会見が行われる等も含めて要請してまいりたいと、かように考えております。

●議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

2番、堀議員の一般質問を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 私は本定例会において、さきに通告いたしました次の2点について質問をするものであります。

まず、1点目であります。厚岸町漁港整備についてであります。

奔渡2丁目から7丁目までの海岸線について、漁港施設整備、もしくは漁港海岸保全施設整備というものが必要と考えるが、どうでしょうかということでございます。

2点目であります。厚岸町住宅マスタープランについてであります。

(1)といたしまして、平成15年度に策定されました厚岸町住宅マスタープランについて、現在見直し作業が進められております。

アといたしまして、見直しのスケジュールはどのようになっているのか。

イといたしまして、見直し作業はだれがどのようにするのか、これについてお伺いします。

続いて、(2)といたしまして、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画についてであります。

ア、町営住宅の現状と課題、将来の管理戸数を何戸とするのか、これについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

イとして、町なか居住としての松葉町、真栄への町営住宅の整備を考えるべきと思うがであります。

最後に、(3)として、本見直し作業について新たな政策の導入というものが可能であるのかということでございます。

以上について質問をいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸漁港整備について、(1)として奔渡2丁目から7丁目までの海岸線について漁港施設整備、もしくは漁港海岸保全施設整備というものが必要と考えるがとの質問であります。奔渡2丁目から7丁目までの海岸線につきましては、平成18年10月と翌19年1月の二度にわたり、いわゆる爆弾低気圧によりまして海岸線一帯が越波し、漁船や護岸、栈橋に大きな被害を受けたところであります。一部漁業者からも、護岸整備が必要である旨の話は聞いており、町としても護岸整備の必要性については認識しているところであります。

しかし、この地区の護岸の整備については、事業化に向けて多くの課題を抱えており、現時点で北海道に対して話を進めることは難しい状況にあります。奔渡2丁目から7丁目までの海岸線については、厚岸漁港の区域内にあるため、この海岸を保全する事業対

象の可能性としては、議員指摘のとおり、国の直轄事業による漁港整備事業か、北海道釧路土木現業所による海岸保全事業かの2つが考えられます。

しかし、漁港整備事業とするには、この地区は海浜地の背後が個人所有地であり、漁港施設ではないために、国の直轄事業による漁港の施設を守るための護岸整備は基本的に対象とはなりません。また、個人所有地の地先に共同利用施設である係船のための護岸を整備することも対象とはならない状況にあります。

したがって、現実的な可能性としては、北海道が事業主体の海岸保全事業が該当することになりますが、この事業の要望のためには、まず被害の状況や要望内容、海浜地隣接者の同意を整理した上で、北海道釧路支庁へ海岸保全区域の指定を要望することになります。その後、北海道の海岸保全区域の指定にあわせ、北海道釧路土木現業所から海岸保全事業の申請を国に行い、事業の採択を受けて工事の実施という経過となってきます。

しかし、こうした事業化へ向けては、まず地元の関係者の一致した要望であることが大前提でありますが、この地区は延長が長く、その中に多数の地権者が張りついており、利用の形態も複雑で多種多様な現状にあります。こうしたことから、これら地元関係者の意見を集約し、一致した要望内容の取りまとめを行うことには大きな困難が予想され、多くの時間を要するものと考えております。

いずれにしましても、正式な要望活動を行うためには、関係者の考え方を整理することが必要であり、要望内容が地元関係者の総意となるよう、厚岸漁協とも対応を協議していきたいと考えております。

次に、厚岸町住宅マスタープランについてお答えいたします。

1点目の厚岸町住宅マスタープランについて見直しのスケジュールはどのようになっているのか、見直し作業はだれがどのようにするのかとの質問であります。

厚岸町住宅マスタープランは、人口や世帯数動向、地域の特性、住宅の現状を踏まえ、町民の住生活の安定の確保等に関する施策を取りまとめたものであり、平成15年に策定し、計画期間を平成16年度から平成25年度までの10カ年間とし、今後の社会情勢や国の住宅施策等の動向により見直しを行うことで、その施策をとり進めてまいりましたが、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直し時期を迎え、社会情勢や経済情勢の変化等から、厚岸町住宅マスタープランにおける住宅施策等の見直しが必要となっており、より実効性のある計画とするため、現在見直しを図っているところであります。

見直し作業は町内の各種団体の役員、また職員、町営住宅入居者、不動産関係者、町関係課長の17名を委員とした厚岸町住宅マスタープラン策定委員会で検討し、見直しを行っているところであり、スケジュールであります。厚岸町の人口や世帯動向の把握と住宅状況等の調査を行い、今年10月と11月に厚岸町住宅マスタープラン策定委員会を開催し、現在、11月に実施した住宅アンケート調査の取りまとめと推進施策の見直しを行っており、来年1月早々からは策定委員会において推進施策の見直し案をもとに検討を行い、3月末には作業を終える予定であります。

2点目の厚岸町公営住宅ストック総合活用計画についての質問であります。

厚岸町公営住宅ストック総合活用計画は、厚岸町住宅マスタープランの中に位置づけられる住宅施策の一つであり、将来的な需要予測に基づいた町営住宅の整備に向け、建

てかえ、改修などを計画的に進めるための計画であり、5年目の見直し時期を迎え、今回の住宅マスタープランの見直しとあわせて、本計画の見直しを図っているところであります。

町営住宅の現状と課題であります。厚岸町の町営住宅は現在7団地46棟、管理戸数は400戸、このうち老朽化等による空き家が31戸あり、実質入居可能戸数としては369戸であります。入居世帯数は平成20年3月末現在で363世帯が入居しており、世帯主年齢層では60歳以上の世帯主が46%を占め、入居者の高齢化が進んでいる現況にあります。また、昭和40年代から50年代に建設された住宅が26棟148戸、37%あり、このうち19棟76戸、51%は既に耐用年数を経過した住宅であり、これらの住宅は設備も古く、老朽化が著しい状況にあります。こうした現状からも、高齢化社会に対応した住宅づくりを念頭に置いた住宅の建てかえや老朽住宅の改修をどのようにしていくかが大きな課題になっているものであります。

町営住宅の将来管理戸数であります。既存の計画では平成25年390戸、平成35年370戸としておりましたが、最新のデータをもとに再計算しますと、平成31年で約300戸と推定され、大幅に減少した数値となりますが、しかし現実的には町営住宅入居者世帯数は一定しており、減少傾向は見られず、入居者募集時における募集倍率も常に2倍以上でありますし、今後高齢者世帯の増加による町営住宅への入居の期待が高まることが想定され、これらのことを踏まえて管理戸数の調整を図っているところであります。

次に、まちなか居住としての松葉町、真栄への町営住宅の整備であります。町営住宅の課題の一つであります高齢化社会に対応した住宅づくりは、建てる場所から考える必要があります。交通の利便性や買い物等の利便性を考え、まちなかに町営住宅を建設していくとしたことであります。今回の厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直しを図る目的の一つとして、まちなか居住を見据えた整備計画を立てるものであります。松葉町、真栄は、まちなか居住としての立地条件に当てはまる場所であり、候補地区として空き地調査等を行い、団地の規模等も含め、事業展開の可能性について検討しているところであります。

3点目の本見直しについて新たな政策の導入というものが可能であるかとお尋ねですが、今回の見直しは、主に住宅マスタープランの推進施策の見直し、公営住宅ストック総合活用計画における計画内容と年次計画の見直しを図り、より実効性のある計画としていきたいと考えており、策定委員会での意見や住宅アンケート調査における町民ニーズを踏まえ、新たな施策も取り入れた中で見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず1点目の厚岸漁港整備について、それからお聞きしたいと思います。

奔渡2丁目から7丁目というのは、答弁の中にもありましたとおり、漁港区域内であって、そうであっても私有地が海面に面している。私は漁港区域内でそういうところと

というのは本当に北海道の各漁港の中でもないんじゃないのかなというような、それだけ特異な漁業集落というふうに理解しているんですけども、そこで一番心配するのが、その区域、集落の高齢化、そして後継者不足というのが1つ私は一番心配するんですよ。というのも、2丁目から7丁目、私のほうでざっと調べてみたんですけども、漁業経営体が約130戸あるんですよ。そのうち50歳以上となると約95戸ほどあると。そのうち70歳以上は約40戸というようなことになって、私のほうでちょっと調べさせてもらったんですけども。

その50歳以上、後継者がいなければならないような漁業経営体の中で、実際にそれじゃ後継者が今いるのかということ、それは20戸ほどしかいないんですよ。約20%ですね。ということは、残りの40%というのは将来的に何かしら経営体としてやめていくなり、経営体としての形を変えていくなりというようなことになってしまうというふうになるわけなんです。そうしたときに何が起こるかということ、今の前浜ですね。今までは各経営体が張りついて、一昨年度と、その前の年の爆弾低気圧などで、棧橋とか船とか、そういう土地とか何か被害を受けても、自分の経営体として、自分の責任として修復、保全というものをやってこれたんですけども、経営体としてやめてしまった後というのは、やはりこれらについてほうっておかれるふうになるんじゃないかと。

どんどん爆弾低気圧や何かの回数というものが、この異常気象が頻繁に起こりやすくなっている昨今において、それを考えたときに、その保全というものがされなくなる。そのことで土地というものがどんどん削れてしまう、その土地にあるものがどんどん湖内のほうに流出してしまうとかという中で、国土保全、財産保全、そして湖内の環境保全といった面から、私は大変な憂いというものを将来的に持っているというふうに考えております。

ですから、今、質問の中で海岸保全整備というものの必要性というものを訴えているわけですし、答弁の中にもありましたとおり、種々いろいろな問題があるというのは、それは私も重々承知しております。隣接との境界の問題とかから始まって、また漁港、海岸保全施設をつくるに当たって、前面には公共用地的なものを設けなければならないとかといったときに、背後の漁業経営体とのいろいろな土地の問題とかというものもいろいろ出てくるということの中では、私も重々承知しております。

しかし、事としてそれが起こり得てから、じゃ、この問題が大きいだけに、事が起こってから、いざ北海道のほうに要望をしていくといっても、そのときにはもう既に遅い。要望から事業化にかかるまでには少なくとも5年、ないしは10年という長い期間というものがかかる。その間には、地元の意見というものの集約というものも当然図っていかなければならないといった部分の中では、なかなか必要性というものが生じたときにすぐにできないのが現状であるからこそ、今この段階からやはり漁業協同組合、そして漁業者と行政というものが同じテーブルに着くなり、こちらからその必要性というものを投げかけるなりして、事業性というものを今の段階から考えていってもらいたいと、そういうふうに思うわけでありまして、まずそれについてどうでしょうかということでお聞きします。

続いて、町営住宅のマスタープランについてです、こちらですね。

見直しのスケジュールはどうなっているのかということで、この見直しが10月から大



体実質始められて、約半年でこのマスタープランの見直しを行われるというふうになっているんですけども、私はこの住宅マスタープランというのは今の厚岸町において、まちづくりの総合計画というのがはっきり形の見えるものというのがないような中では、この住宅マスタープランというのが大変総合計画の中でも重きを置くべきもの、そしてそれを実効化するための地域住宅交付金というものの利活用というものをできるというふうなことを考えたときには、やはりこの住宅マスタープランをもっともっと総合計画の中で重きを置くべきものだというふうに思っているんです。

ただ、そうしたときに約半年間の中で、それじゃ見直し作業というものが実際にできるのかということが非常に心配になります。第1回目、第2回目というものが10月と11月に開催されて、そして1月からは策定委員会において推進施策の見直し案をもとに検討を行うという。この1月からは、それじゃ何回やるのかという部分が、まず心配になるわけですよ。

回数が多ければというような問題ではないですけども、しかしいろいろな施策、いろいろな事業展開、そして総合計画との兼ね合いというものも考えたときに、わずか3カ月、実際にはそれらのまとめというものが入りますので約2カ月弱の中で、これらを練り上げていくというのは大変スケジュール的に難しいのじゃないのかなというふうに心配するわけでありまして。

そして、私はこの住宅マスタープランについて、やはりこういうプランというものをつくったときには、最近国ではよくやるんですけども、パブリックコメントというものをしっかりと町民から募集するとか、そういうような期間というものをやはり設けなければならないんじゃないのかなというふうに。このパブリックコメントというものを、もう募集するということの考えがあるのかどうなのかをお聞きします。

そして、続いて、見直し作業はだれがどのようにということで、策定検討委員会ですか、策定委員会ですね、策定委員会というものをつくっているということですけども、約17名ですね。17名、この選考委員の選考基準というのはどのような基準のもとで選考されたのか、これについてお聞きしたいです。

その策定委員会というものの議事録というものは常に公開して、私方とか町民とかがその協議内容とかを確認することができるのかということをお聞きしたいと思います。

どうしても、私も経験としてはあるんですけども、行政から提示された資料をただ、うんうんというような、そういうような策定委員会だけは私はなってもらいたくないと。各委員が十分な討議を行った中で、そして町民の意見というものを取り入れた中で、このプランというものをつくり上げていただきたいというふうに思います。それで、それについてどうでしょうか。

そして、(2)番としての厚岸町公営住宅ストック総合活用計画ですね。将来的な活用、人口推計から見たときには300戸、これははっきり言って、その後にも出てくるんですけども、当然あり得ない話、あり得ない数字というふうに私は思います。実際に、今の400戸、入居している370戸から70戸を減らすというのは非常に無理があるというふうに思うんですけども、しかし今の400戸ないし370戸というものの管理戸数というのはいずれにしても少しずつは減らすというものが、人口減、そういったものの中においても検討していかなければならない。

ましてや、ここでは応募倍数が2倍以上というふうになっているんですけども、最近私の聞くところによると、募集しても応募のない住宅というのも数あるというように聞いております。宮園などの比較的新しい住宅については常に2倍以上とかというような応募があるんだとは思いますが、例えば梅香とか奔渡とか、そういうようなところでは4階建ての4階部分とかといえば募集をしても応募がないとか、そういうような話というものを聞いておりますけれども、ですからここで常に2倍以上あるというのはちょっといささか疑問には思うんですけども、そういったものを考えていったら確かと思うんですね。やはり管理戸数の減という可能性を要するに実数としてカウントしていかなければならないというふうに思います。

これについて、それじゃ実際にどのようにしてこの管理戸数減を図っていくかというものを考えていったときには、私はこれはやはり建てかえによる移転というものをしながら、引っ越し、移転を見込みながら、管理戸数の減というものを図っていかなければならないと。今現在あるところを、はい、あなたのところはあしたからもう管理しませんよといって減するわけにはいかないわけですから、今現在住んでいるところというものから移るところを確保した中で、総体的な引っ越しとかで減る分というものを消化しながら、管理戸数の減というものを図っていかなければならないというふうに思うんです。

私も平成16年、15年というものは当然この厚岸町にいたわけ、役場の職員としてはいましたけれども、心配するのが、建てかえの計画というものがしっかりと立てられていないと。平成15年建ての宮園を最後に、公営住宅としての建てかえ住宅というものが一向に進められていない。その間にも、どんどん耐用年数の過ぎてしまった住宅というものがどんどんふえていってしまう。はっきり言って、本当にこの住宅マスタープランの期間を考えていったときには、あと5年このまま建てかえが万が一進められなければ、もっともって耐用年数の古くなった老朽化した住宅というものがふえていったときには、町営住宅施策そのものが崩壊しかねないという、そういうおそれを私は抱くわけです。

もっとやはり少しずつ、2戸、3戸でもいいですから、建てかえというものをしていた中で徐々に管理戸数を減らしていく、そういった中で老朽化した住宅なども徐々に改修していく、そういったものがやはり制度として、政策として必要じゃないのかなというふうに思います。そういった点からも、さっきの総合計画の中でも、より明確にこれについては盛り込んでいかなければならないものだというふうに私は思うわけでございますけれども、それについてどうでしょうか。

そして、いろいろとしゃべってだんだんわからなくなっているんですけども、まちなか居住ですね。前回の住宅マスタープランの一つの目玉として、まちなか居住、これについて考えていく。このときには、今の町長のごときですね、中心市街地活性化構想というものも相まってきました。そういった中で、そこにのるような形の中でのまちなか居住というものを考えていたわけなんですけれども、残念ながら中心市街地活性化構想というものが一部頓挫したような形の中で、消化不良のような形の中で、今もう終わろうとしているような状況の中で、住宅マスタープランにおいてのまちなか居住というものの実効性というものが全然見えなくなっているというものがあると思うんです。

しかし、前回の住宅マスタープランのときもつくってうたったんですけれども、やはりまちなかにおいて、まちなかの商店の活性化や何かを考えるといった中では、やはりこれは考えなければならない。梅香や奔渡、宮園といったような大きな高層住宅をまちなかに建てるというようなものは、実際上も無理ですし、また今の現在の町の財政上も無理だとは思いますが、しかし何らかの形の中で住宅というものの供給を、あの地域、松葉町や真栄の中でも展開していくというものが、やはり今回のこの見直しの中で盛り込まれるべきだというふうに思うんですけれども、これについて検討することにもなっているんで、ぜひともこれについてはその検討というものを進めていってもらいたいというふうに思います。

最後に、本見直しについて新たな政策の導入というものが可能であるのかということで、これについては可能でありますよというふうなことなんですけれども、ここで私もあえて2点ほど、この検討委員会の中でぜひとも討議してもらいたいというふうなもの、考えているものがあります。

1つは、まず真栄や松葉町、この商店街区域、今現在空き家というものが非常に多くなっている。先ほども言っていますけれども、まちなか居住としての町が政策展開する必要性というのがあるんですけれども、やはりもっともって考えていったときには、民間の住宅建設というものをあのまちなかの中に呼び込むような政策というものを考えていかなければならないんじゃないのかなど。

そういった中では、今それじゃ松葉町の空き地や真栄の空き地に一軒家の住宅を建てようかといったときに、何が問題になるかといえば、やっぱり土地の高さ、そして土地の値段の高さですね。それと、やはりかかる固定経費としての固定資産税の高さというものがまず第一にあると思うんですよ。この車社会において、それじゃあそこに住宅をわざわざ設けようという、そこまでするメリット性というものは今現在あそこにはない。商店街として、商店をあそこに設けようとするのであれば、それはメリット性はあるんですけれども、あそこに住宅を設けようとするメリットはないというふうに思えるんですよ。そうしたときに、やはりそこに建設させるという意欲を起こさせる、その政策というものが必要だと思います。

そこで、私は考えるんですけれども、やはり松葉町や真栄における固定資産税、評価額の指標となる路線価などを減額する方策を考えていただいた中で、固定資産税自体を下げる、そういうような形をして、またそこで建てる住宅については、現行固定資産税の減免期間というものはあるんですけれども、それらをかつそれ以上にも延長するような、そういうような政策展開というものをした中で、やはりあの地域において住宅を建てたいという意欲を起こさせる、そういう政策というものをぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

また、次、2つ目といたしましては、公営住宅と民間住宅を利活用したことなんですけれども、老人世帯の今現在一軒家で住んでいるというような世帯がありますね。ただ、その一軒家、2階建ての一軒家といっても、老人世帯が一生その2階建てをうまく上手に使えるのかといえば、そうじゃないんですよ。やはり足腰も弱くなってくれば、階段のある家など、2階というのはほとんど物置というか、物置にもならない。とりにも行けないわけですから、はっきり言って無用の長物と化してしまう住宅というものがこ

の町内でも多々あると思うんですよね。一方では、若年世帯が今この町内の景気、そういったものの中でも考えていったときに、新たに一軒家を構えたいといったときに、土地を設けて家を建てると、そうしたときには大変な負担というものが考えられる。

じゃ、この2つを考えていったときに、これらを解消する方法はないのかというふうに考えたときに、今私が考えるのは、老人世帯と若年世帯で売買というものをしてもらいましょうと。若年世帯のほうに、老人世帯の一軒家、土地つきで安く売っていただきましょうと。老人世帯はそれじゃどうするんだといったら、これは公営住宅のほうに特定入居制度を使って入居してもらおう、そういうようなものをやると。そうすることによって、土地、そして建物というものが、より使う人方のほうにどんどん移っていく。公営住宅というのは、一般的にここら辺では平家というか1層建てになるわけですから、老人世帯というものにとっては大変住みよい住宅というものになるわけですので、やはりそういうような中で必要なところに必要な人間が住まうという、そういうような施策というものをぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の第2回目の質問とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員の質問に対する理事者側の再答弁は休憩後といたします。

再開は3時40分といたします。

本会議を暫時休憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時40分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） ここで会議録署名議員の追加を行います。

本日の会議録署名議員に7番、安達議員を追加指名いたします。

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員の一般質問を再開いたします。

理事者側の再答弁を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 私のほうからは海岸保全ということで2回目のご質問がありました。

確かに議員おっしゃるとおり、高齢化などで漁業活動をやめた後、その場所が崩壊、海岸保全されなくなったということで、整備をとということであります。事が起きてから要望するのでは遅いというご指摘でございます。先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、この奔渡の2丁目から7丁目までの地域に関しては、国のほうの直轄ではなくて、海岸保全事業ということであります。そうしますと、保全ということになりますと、

護岸という選択肢になろうかなというふうに思います。護岸となりますと、波返しがつきまして、使い勝手が悪くなって、これではだめだという漁業者が多く出てくるのではないのかなというふうにも思っております。そうなりますと、利用調整に非常に時間がかかって難しくなるということでもあります。どうしても今の岸壁のほうが使いやすくて岸壁のほうがいいという人が多いのではないかなというふうに見ております。

あの2丁目から7丁目まで海岸線にいたしますと2,990メートルほどございます。議員のおっしゃるとおり、漁業者も130軒ほどございます。そうなりますと、海岸保全となりますと、地域の一致した要望ということが前提となりますので、事は町だけでは進められないということがございます。それで、組合とも考え方を調整をしなければなりませんし、組合の考え方も聞かなくてはいけないと、そういうことがございますので、組合と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは住宅マスタープランの関係についてお答えをいたします。

まず、1点目の住宅マスタープラン見直しスケジュールでございます。これにつきましては、4月、これは交付金事業でございますして、交付金事業の申請を行ってきたと、そうした中で最終的に技術審査の確認が5月末に終わりました、7月には人口統計等の調査を含めた中での業務を委託に出してございます。そうした人口統計、住まいの現況調査等を進めながら、10月に1回目の住宅マスタープラン策定委員会を開催したという運びとなっております、1月にはこの施策等のものを取りまとめ案を策定いたしまして、1月からは2回ないし3回程度の委員会を策定し、取りまとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、パブリックコメントでございますけれども、今回の見直し作業におきましては、住宅アンケート調査を行い、広く町民の意見を求めることで進めているものでございます。パブリックコメントを求める方法でございますけれども、計画案を策定した段階で、これを示しまして意見を求めるというものでございますが、住宅マスタープランにおけるパブリックコメントを行っている他の市町村等の状況を見ますと、その意見がほとんどないといったのが実態で多くございます。人口35万人の旭川市で13件しか出ていないといった状況も見られます。出されております意見等も、要望的な意見が多くて、それに対する回答のやりとりといった状況となっております。このような実態を見ますと、広く町民の意見を聞くにはもう少し工夫していく必要があるのではないかと、このように考えまして、今回見直し作業に当たりましては住宅アンケート調査を行い、その中で項目ごとに意見をいただくほうが町民の方もわかりやすいし、意見も述べやすいというふうに考えまして、住宅アンケート調査で意見をいただくという方法としたものでございます。

それから、策定委員会の選考基準でございますが、これにつきましては厚岸町住宅マスタープラン策定委員会設置要綱第3条第3項第1号の規定でございます。その中で、構成員としては委員、各種団体の役員、または職員の方、あとは識見を有する方、それ

と町関係課長というふうな形となっております。

それと、策定委員会の記録でございますが、これは文書公開条例に基づいて公表をしていくということになります。

それから、将来管理戸数のご質問でございますけれども、1回目の町長からの答弁で、最新のデータをもとに計算しますと約300戸と推定されるというふうに申しましたけれども、これは平成20年8月13日に出されました社団法人北海道未来総合研究所で出されました北海道の180市町村の2035年の将来人口、これをもとに計算したものでございますが、しかしながら厚岸町の町営住宅の入居の変動というのはほとんどないといったのが状態でございます。統計を見ても減少もしていない。応募したときの倍率も平均で2倍以上あるのがもう実態でございます。将来の管理戸数を300とするのは、やはりこれは実態とは合わなくなるということは十分考えられるものでございます。平成20年3月末で現在363戸入っているわけでございます。

そうした数字等を踏まえながら、しかしながら人口とか世帯減少になることは当然、入居者もある程度減ってくるというふうにもなるわけでございます。この辺は過去のデータにあらわれてこないものでございまして、また新たな考えを持って管理戸数を決めていかなければならない。先ほど、質問者もおっしゃいました建てかえによる移転等、こういったものを踏まえながら、住宅の将来の管理戸数を今検討しているというところでございます。

それから、次に公営住宅ストック総合活用計画の関係でございますけれども、耐用年数が過ぎている住宅が出てきていると、少しずつでも建て替が必要ではないかというご意見でございます。これにつきましては、そういったことがございまして、今回ストック総合活用計画においても計画の見直しを図っていくと、それも一つのねらいでございます。それは質問者も十分ご承知のことかというふうに思います。その中でも、今、宮園団地、これが中断しているという実態がございます。これらも北海道のほうと今協議しているところでございます。

それから、まちなか居住についてでございますけれども、それでまちなか居住についての展開でございますけれども、以前の計画においてもこうしたことがうたってございました。以前は松葉町の中心市街地活性化計画、土地区画整理事業といったもののことを踏まえながら、その動きを見てまちなか居住としていくといった方向としておりましたけれども、今、土地区画整理事業が進まなくなっている、そうした中では現状の状況を見た中でまちなか居住としたものに考えていかなければならない。そうしたことで、現在空き地調査、こういったものを行っております、その中で敷地の大きさを見ながら、先日も釧路支庁も同行しながら現地調査を行い、今協議をしているところでございます。

それから、新たな施策について、今、松葉町、真栄の空き地、これは住宅を建てるときの固定資産税を下げるとかこういった、今それと高齢者、これの持ち家、これらの入れかえですか、若者世代との入れかえ等、こういったご提案をされました。これにつきましても、策定委員会を開いた中、それから住宅アンケート調査、こうした中での意見も既に出されております。それらを踏まえて、その施策等をまとめているところでございますけれども、その中でまた策定委員会で検討していきたい、このように考えており

ます。

最後に、総合計画の関係でございますけれども、こうした住宅マスタープラン、町営住宅ストック総合活用計画、こうしたものをまとめ上げた中で、行政政策として第5期総合計画、こちらのほうへも提案をしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 まず、1点目、産業振興課長の答弁の部分ですね。波返しでつけられても大変使い勝手が悪い、それは全部が全部波返しのある直立堤だけであれば、使い勝手が悪いのは当然わかるわけです。ただ、厚岸町の漁港区域内、白浜とかそういうところ、門静でも見てもわかるように、緩傾斜護岸というものも漁港海岸保全整備の中では組み合わせての実施というものが当然可能なわけなんです。そういったものも組み合わせ、直立堤と緩傾斜護岸というものを組み合わせた護岸整備というものをしっかりとした、そういうこともできるんだというやはり情報提供、またそれによってどのようなメリット性がある、デメリット性があるとかという、そういう将来経営体が予測しやすいような情報というものをやはりきちんと与えて上げるべきだというふうに思うんですね。

これらについては、今後、漁業協同組合なり地域の漁業者とも十分な協議というものはより一層必要なものだとは思いますが、やはり行政として必要があるというふうに強い認識を持ってもらいたいというふうに私は思うんです。行政側のほうから、やはり強い認識を持って積極的に漁業協同組合、そして漁業者とも調整を図っていくというふうにしていく。係る問題というものが大変大き過ぎて二の足を踏みたいというのは、それは私もわかります。できれば逃げてしまったほうがずっと楽なのかもしれませんが、いつまでもこれはこの問題は逃げてばかりもいられません。やはりどこかの段階では、だれかが一步踏み込み、一步も二歩も三歩も踏み込まなければならない問題というものも多々含んでおります。そういった中では、やはり行政側として、その強い意欲というものをぜひとも漁業協同組合なり漁業者のほうに示していただきたいというふうに思います。

次に、住宅マスタープランのほうですね。

まず、パブリックコメント、旭川市で実施した例が大変少なくて、今回はやらないんだということですね。それじゃ、住宅アンケート調査、私の家とかにも来たんですけども、それで聞かれたことというのが、施策の中へどうなんだという説明や何かというものもないんですね。ただ、これは見直しするに当たり、皆様の現在、将来の住まいや住宅周りの環境などについてお尋ねしというような、基礎資料とさせていただくものですよというような、あくまでも現況調査的な意味合いのアンケート、現況調査がほとんど主体だったのじゃないのかなというふうに私は思うんです。そういったような中で、それから出されたごくわずかな施策や何かというものが町民の全部の意見というものを反映しているというふうにはやはり思っほしくない。

もっともっと、検討委員会の要綱なりで検討委員を任命してというようなものはわかりましたけれども、やはりそこでまずは出されて、それから検討委員会でもんでつくり

上げたもの、これをそれは旭川市などでは少なかったかもしれないけれども、それはPRの仕方が悪かったのかもしれませんが、もっともっとPRをしてパブリックコメントとしての意見募集というものを長い時間をかけることができれば、それはもっともっとふえたのかもしれない。それはちょっと私も旭川市でやったものをちょっと調べていないのでわからないんですけども。

やはりこういうプラン関係ですね。どうしても、昔もいろいろありました味覚ターミナルをつくったときは、アクティブタウン厚岸プランとか、海と緑と何の構想だったかな、そういうような行政が主体となってつくった構想というのはたくさんありました。しかし、どれも結果的には町民があまりその中に積極的に入らなかったために頓挫した、または立ち消えになったプランというものがたくさんあります。そのたびに、そのプランの策定のために何百万円、何千万円という委託費をかけて実施したにもかかわらず、それがいつの間にか消えてしまったプランというものはたくさんあるわけなんですよ。

私はこの住宅マスタープランというものが、やはりしっかりとしたまちづくり政策の基本となるようなものだというふうに高みに置いて、そのためのしっかりとしたプランというものをつくっていただきたいというふうに願うものですから、やはりこういうふうに聞くんですけども、より町民とももっともっと多様な意見というものを聞けるような状態というものをつくっていただきたいなというふうに思います。

また、情報公開的に検討内容については公開が可能だということであれば、私もぜひ1回目、2回目、そしてこれから行われる3回目、4回目、5回目というようなものについても検証させていただきながら、またこういう議会の機会などでも聞いてはいきたいとは思いますが。

それで、最後というか、ずっと来て総合計画の関係ですね。やはり先ほども言ったとおりに、絵にかいたもちにならない、いつの間にかこのプランというのが本当にただの本だけで終わってしまうようなものにならないためには、やはり総合計画というのもしっかりとした裏づけというものがなくなるといけないというふうに思うんですよ。先ほどからも言っていますとおり、このプランの必要性というものを考え、その実効性というものを裏づけるための総合計画への着実な登載というものを図っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上であります。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 1回目の答弁でもこちらのほう答弁いたしましたけれども、多くの関係する漁業者がおります。このことについては非常に長い時間がかかるものというふうに思っております。関係者の考え方を整理するにもいろいろ時間がかかるということでもあります。慎重に事に当たって、十分な準備の上、効果的な方法につきまして組合のほうと協議をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 建設課長。



- 建設課長（佐藤課長） 住宅マスタープランでございますけれども、これは厚岸町民の住生活の安定の確保等に関する施策でございます。厚岸町民の住環境づくりをどのようにしていくかというものではございます。ご意見、皆様のいろんな意見を聞いていくようにしていただきたいというご意見でございました。そうしたことを考えときに、私ども、今まで行っておりますパブリックコメントを実施したところの状況調査の中ではほとんど意見が出ていないといった状態であったものでございます。たまたま旭川市さんでは35万人の人口でも13件ぐらいしか出ていないと。他町村ごとの状況を見ますと、施策といったような意見が余り出ていない。そうした中では、もっと率直な意見を求めるには、こうした住宅アンケート調査、これをしながら、この項目ごとに意見を述べるような形にしたほうが町民の方も理解もしやすいし、その中で意見を求めやすいというふうに考えたものでございます。

現実、このアンケート調査を今集約してございますけれども、配布が3,981件、回収が925件、回収率は23.2%でございました。その中で、やはりねらいのとおり、ある程度今、質問者がおっしゃいましたような施策等の意見等も出てきております。今、そういったものを集約しながら、推進施策の中に入れながら検討しているといったところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、第5期総合計画でございますけれども、今これらの住宅マスタープラン、これらについては住宅の施策といったものをまとめたもの、これらを踏まえて、まとめたものを今後第5期総合計画、今策定中でございますけれども、その中に現課、建設課からの提案とした中では、住宅施策とした中で、このマスタープラン関係の施策、これを進めていけるようなものを提案していきたいというふうに考えてございます。

- 堀議員 いいです。

- 議長（南谷議員） 以上で2番、堀議員の一般質問を終わります。

- 議長（南谷議員） ここで、さきに参考に供しました定期監査報告について、監査委員より訂正を求められておりますので、これを許します。

監査委員事務局長。

- 監査委員事務局長（小倉事務局長） 大変貴重な時間を恐れ入ります。

さきに今般本定例会に報告をさせていただきました定期監査報告書の50ページでございますが、50ページの右上のほうに説明者という欄がございますが、その岡田場長、山崎主幹、それとその下にございます大崎産業振興課長、竜川産業振興課長補佐、これが上下入れかわりになりますので、大変申しわけございません。訂正をしていただきたいと存じます。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。  
ご苦労さまでございました。

午後 4 時02分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員